

令和3年予算審査特別委員会（開 会 午前9時30分）

委員長

皆さんおはようございます。定刻より何分か早いですが、予算の審議が少し昨日遅れておりますので、なおかつ委員もしくは理事者側についても全員揃いましたので、ただいまから始めたいというふうに考えておりますのでご理解をいただきたいと思います。まず、始まる前に皆さんにお願いがあります。一つは進め方の説明ですけれども、会計予算書ということでなくて昨日も言いましたけれども、この説明資料のページでいきますのでもしかしたら片ページだけの質問、片開きの片ページだけということになるかもしれませんが一つご理解をいただければなというふうに思います。二つ目には昨日もそうですけれども答弁も質疑もそうなんですが、今年度だとか、来年度だとか、昨年度ということではなくて昨日もお願いしています通り、令和何年、令和何年と必ず年度で一応その質問のときに特定をしていただければというふうに思っています。それから3点目ですけれども、質疑、答弁等についても少し要点を簡潔にしていきたいと思いますというふうに考えておりますので、特に質疑のときに前置きが長いと質問する要点が、趣旨がぼやけてしまうということもありますので、そういったこともご協力いただければというふうに考えておりますのでよろしくお願いをいたします。それではただいまから昨日に引き続きまして予算委員会を開会いたします。今日は、昨日終わりましたのが146ページの衛生費までのところで終わっておりますので、今日から農業と特別会計ということでそれぞれ進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いをしたいと思います。それでは最初に147ページ。農業委員会費ありませんか。すいません。その前に昨日、答弁が残っていたものがありますので、昨日質疑の中でシカの鉄砲と罟とで、それぞれ何頭獲っているかということのご質問がありましたので先にその答弁をさせていただきたいと思っておりますので。町民課長。

町民課長

それでは昨日の委員会でご質問いただきました141ページの4款1項4目環境衛生費に関するエゾシカ捕獲に関する罟と銃の捕獲実績についてお答えさせていただきたいと思っております。令和元年度の実績としまして全体頭数は2359頭でありまして、そのうち罟によるものは1533頭です。残り銃としまして826頭、パーセントにしますと罟が65%、銃が35%ということになりまして、令和2年度におきましてこれまで1月までの推移は同様の率で推移してきております。以上でございます。

委員長

昨日の答弁漏れがありましたのでただいま報告ありましたけれども、この件について再度ご質疑がある方いらっしゃいますか。それでは先ほど言いましたように147ページ。なければ148、149ページ。四戸委員。

四戸委員

3番四戸です。148ページの5款1項2目13節の使用料及び賃貸料につい

て伺います。この中身については新規就農者が入るアパートの借り上げ料についてでございますが、このことにつきましては産業課長から以前に条例の説明がございましたが、確認の意味でもう一度お聞きしたいと思います。まずこの部屋の算出については町で借り上げするとのことでしたが、この件についてもう一度説明をお願いしたいと思います。

委員長

産業課長。

産業課長

お答えしたいと思います。新規就農者居宅借上料につきましては平取町農業研修生等住宅管理条例及び施行規則に基づきまして、今年2月に振内地区において民間による建設しました共同住宅3戸を新規就農者のための住宅として確保、借り上げをしているところであります。よろしいでしょうか。

委員長

四戸委員。

四戸委員

3室借り上げしているということは前回でお聞きしていますので分かっておりますけども、令和3年度については1室使用で、後の2室は空室になってまちづくり課のほうで何かに使用するというふうに聞いておりますがその点についてはいかがでしょうか。

委員長

まちづくり課長。

まちづくり課長

お答えします。今の事業の関係でどうしても新規就農者のために3戸確保して、地域の新規就農者向けの戸数を十分に確保するという趣旨で3戸借り上げをしているのですが、当然、新規就農者の受入れは新規就農システムに従って、実践農場が一つしかありませんので1家族ずつしか受入れられないということで、どうしても3戸まとめて確保しても、あと2部屋が空いてしまうということでこちらについては産業課のほうと早くから協議をしまして、すぐに埋まらない分、1年埋まらない2年埋まらない部屋が出来ますので、ここをちょっと暮らしというか体験住宅のような形で使用することで、どうしても新規就農者向けに空けないと駄目なので、期限付の貸付けというような形で対応出来ないかなということで、今スキームというか、やり方について検討しているところでございます。以上です。

委員長

四戸委員。

四戸委員

今まちづくり課長から新規就農に今考えているところだと。今もう3月の時期で令和3年度はもう来月4月から始まる。それで当然、産業課としても新規就農者の入る建物を建てるよりアパートを借りたほうが安上がりになっていくと

いうことはこれは私も理解しているところですが、ただ今体験型に部屋を使うということですが、もう今3月の時点で4月入る中で本当に使うようになるというのはもう夏以降になってくるんじゃないかなというふうに考えられます。そういう中で私は1番心配しているのは、要するにせっき新就農のためにアパートを借りたんですけども、結局その支払いは町が支払っていくということになります。空いている部屋を町がいつまでも払っていくというのもおかしい考え方かなというふうに私は思っておりますので、だから今、課長が言ったように本当に体験型にできるのであればもう3月という時期ですから、本当にもうその辺が担当課としてももっと早くやっぱりそういうことを決めていけないといけないというふうに思っておりますので、急いでそういう方向性を決めていってほしいと思います。

委員長

まちづくり課長。

まちづくり課長

ご指摘のとおりだと思いますので作業のほうは急ぎたいと考えております。具体的には今度3次のコロナ交付金が4月取りまとめが始まりますので、そこで家財等がある程度買ってちょっと暮らしのような形で、最低限の課題を用意出来ないかなというふうに考えておまして、その上でどうしても、コロナの2拠点生活という形で交付金を求めているかなと考えておりますので、その辺で光回線の整備もどうしても出てくると思います。そちらも含めて、どうしてもなかなか4月から6月ぐらいまではすぐに整備が出来ないかなと考えているんですけど、それ以降ぐらいで何とかすぐ受入れできるような募集に入れるような形がとれればと考えております。よろしくお願いします。

委員長

中川委員。

中川委員

四戸さんとは違うんですけど、別なことでお聞きしたいと思います。148ページ農業振興費の中で7節報償費に地域おこし協力隊、このことが出てきます。また12節にも地域おこし協力隊の委託料ですか。そして次のページの負担金の中にも地域おこし協力隊の助成金が出てきます。今までここ数年この地域おこし協力隊、農業のほうではこれには入っていなかったと思いますが、今回どのような形でこのようになったのか説明のほうをまずお願いいたします。

委員長

産業課長。

産業課長

お答えしたいと思います。地域おこし協力隊の活用につきましては町の執行方針の中でも述べられていますように、北海道一のトマト産地を維持していくために担い手確保対策として現行の新就農者支援制度以外での就農のチャンスを広げる制度の拡充を図るため、令和3年度から取り組んでいくものでありま

	す。農業に興味関心を持っている方を農業支援員として2名募集し、本町で農業に従事していく中で農業技術や農業経営のノウハウを習得することで農業による自立を目指し、本町で定住、定着を図っていききたいというふうに考えています。
委員長	中川委員。
中川委員	この今の報償費のことしか今説明されていなかったんですけども、12番の委託料の地域おこし協力隊の支援業務委託料というのは地域おこし協力隊の2名をまず農家さんで研修させるということだと思んですけども、また次ページの地域おこし協力隊助成金、これに関しては活動費か何かわからないですけど、農家のところに仕事をさせてもらって勉強させてもらってそれがこのことの活動費というふうに当てはまるのかどうかわからないんですけど、その辺どのような形なのか教えてもらえますか。
委員長	産業課長。
産業課長	こちらのほうは平取町地域おこし協力隊員設置要綱、またその補助金の要綱の中で活動費という部分が認められていまして、その補助金の内訳については車借上料なり、住宅の家賃、そういったものが活動費という形になっております。先ほど言った委託料につきましては受入れする農業生産者の方に対してのコーディネート料という形でお支払いする予定になっています。
委員長	中川委員。
中川委員	これが最後なのでまとめて話しますけども、わかりました。では12節のチャレンジ農場、これ今年調査に入って来年整備、そして再来年からここで地域おこし隊のメンバーは仕事をするという考えだと思いますけども、そこで18節の農業次世代投資資金事業補助金とありますよね。これ就農されて3年、5年ぐらいまでの間だったかな、仕事をしていて収入が下がった場合にそれに対して補助が出るという、多分そういうものだと思うんですけども、この地域協力隊にこの制度は当てはまるのかどうかその辺教えてもらえますか。
委員長	産業課長。
産業課長	お答えしたいと思います。こちらのほうは次世代とこの地域おこし協力隊は全く別なものになりますので該当にはならない形になります。
委員長	井澤委員。

井澤委員	いいですか。8番井澤です。地域おこし協力隊での今、中川議員の質問と関連しますが、かつて地域おこし協力隊で3年の農場、農家での1箇所だったと思いますが、経験の上で幸いというか第三者継承で就農された方がいて、その実績がまだ1年かな2年目になるのか実績が出ていると思いますけども、通常の新規就農の研修であれば2年間というところですが、地域おこし協力隊だと3年間の賃金が出て補償がされるということがあるので、そのほうが今回2人で、別な要素でこの協力隊を募集しているということもあるようですけども、研修期間を地域おこし協力隊の3年間にするということでそのメリットと、それから実際に就農された方の第三者継承で就農された方の実績を見て、この事業を新たに進めようということだと思いますがその辺についてはいかがでしょうか。
委員長	町長。
町長	お答え申し上げます。かつて農業就農で2名の方が協力隊制度、利用したといえますか、当町で研修等を行っていきまして、今は固有名詞出していいかどうか、畠山くんという農家の方は振内で第三者継承を使いながらやっているということでございまして、これ本当に協力隊制度の成功例と言ってもいいかなというふうに思っています。もう1件もあったんですけども、なかなかやっぱり本人の事情等で就農には結びつかなかったというような事情もございまして、これはちょっと残念な結果に終わったんですけども、チャレンジ農場とか、今現行の制度とか、それから協力隊制度というようなことで就農のチャンスといいますか、それをやっぱり多様に町としても用意するべきが、より就農新規就農に結びつく可能性が大きいかなというようなことでの取組みですので、いろいろ結果として良し悪しというか、そういうこともありますけれども積極的にこういった制度を活用して、本人の謝金ですとか、委託料それから補助金も全部、特別交付税の対象となるということもございまして、こういった制度も活用しながら今後も進めて参りたいというふうに考えております。
委員長	中川委員。許可します。
中川委員	先ほど最後に話しました農業次世代のことなんですけども、地域おこし協力隊というのは3年間研修しますよということでこれに関しては問題ないんですけども、農家、チャレンジ農場でハウスの中でトマトを作るということで、3年以降これがこの就農者たちの本当の職場になってくると思うんですけども、実際3年、4年目になってくると収入は激減します。間違いなく下がっていくと思います。そのときにこの次世代人材の投資事業が役に立ってくると思うんですよね。やはりそういうところがないと働く人方も不安でその後大体7年ぐらいたたないとやっぱりうまく仕事出来ないんですよね。そういうことを考え

るとやっぱりこの？ほど実際に使えないということなんで何とかこの辺、町としても続けてもらうのであれば考えていかなければいけないのではないかと思いますけど、その辺どう考えますか。

委員長

産業課長。

産業課長

お答えしたいと思いますが、先ほどのちょっと説明の言い方が悪かったのかもかもしれないんですが、中川議員がご質問しているチャレンジ農場での地域おこし協力隊の方がそこで従事するということになると、それは新規就農者ということにはならないので、次世代のほうのその投資事業のほうの給付金は対象にならないかなと思います。ただ先ほど町長がお話ありましたように、その方々が自立をしてどちらかのところに居抜きで、第三者継承で入っていくという形になればそれは新規就農者、一定の期間研修をしたという形の中で町があとは認めている形になるんですけど、そうならば次世代のほうは該当するかなというふうに思っています。うちのほうで、今町のほうで考えています就農チャレンジ農場の関係なんでありますが、こちらはその就農を希望する単身者向けの農場として整備をして、農場で従事しながら栽培技術や経営等学び将来、自立就農ができるよう関係機関と連携を図りながら支援していく、そういった農場にしていきたいということで出来ましたらこちらのほうは農業法人を立ち上げるような形で、令和3年度その制度設計に向けての調査費を今回300万円計上させていただいています。

委員長

そのほかございませんか。それではなければ150、151ページ。ありませんか。続きまして152ページ、153ページ。それでは154ページ、155ページ。四戸委員。

四戸委員

3番四戸です。154ページの5款の2項2目18節の森林環境譲与税について伺いたいと思います。今、各市町村においてはいろいろと多目的に環境譲与税が使用されております。昨日、木質バイオマスセンターの試験運転の状況を私たちも視察してきました。今のところ無事に運転が出来ている状況を見て、私たちも一安心しているところでございます。しかしこのかかる経費が当初考えた試算より増えることが問題点となっております。8日の木質バイオマスの試算について担当課長から説明がございました。年間140万円程度の赤字になるということでした。そのほか数々の経費等を入れるとまだ増額することは避けられないのではないかと思います。そこで産業課長に伺いたいと思います。このバイオマスの木質のチップを何らかの方法で森林環境譲与税を使う方法がないのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

委員長

産業課長。

産業課長

お答えしたいと思います。森林環境譲与税の使途活用につきましては昨日、木村議員のご質問にありました令和３年度交付されます２８００万円の使途内訳についてはご説明をしております。森林環境譲与税は平成３１年３月に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が制定され、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、令和元年度から都道府県及び市町村に森林環境譲与税の譲与が始まりました。森林環境譲与税の使途につきましては法律に基づき森林の整備に関する施策、森林の整備に担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進、その他の森林の整備に促進に関する費用に充てることとなっております。平取町では現在、民有林の森林整備事業につきましては国の森林整備事業予算公共補助事業に依存する形でこれまでは事業を行ってきておりましたが、近年、国の森林整備事業の予算が変動が著しく安定した森林整備が困難になってきていることから、こちらの環境譲与税を活用し森林施業の平準化を図り、計画的な森林施業の実施を進めてきているところであります。また木材利用の促進につきましては、町内の乳幼児が１歳到達時に木製のおもちゃの配布など木育の推進や、町内の公共施設において施設の木質化を図り地域住民広く木材の良さを伝えることなど普及啓発に取り組んでおります。今後は現在実施をしております森林所有者に対しての意向調査の結果を踏まえた政策を、また森林の整備を担うべき人材の育成確保についても制度を構築し予算化していきたいというふうに考えています。それまでは残りの環境譲与税、基金に積立てていく考えで予算措置のほうをしているところであります。四戸議員のほうからご質問がありましたバイオマスチップの活用につきましては、決して使えないわけではありませんが町の執行方針にも述べられていますように令和３年度において早急に地域内での未利用材の活用方法を検討し、検討していく中で仮に森林環境譲与税の活用というお話になれば、関係機関並びに議会のほうにもお諮りしていきたいというふうに考えています。担当課としましては先ほど申し上げましたとおり、民有林の安定した森林整備に係る事業費として、こちら森林環境譲与税のほうは充てていきたいというふうに考えています。

委員長

そのほかありませんか。中川委員。

中川委員

１５４ページ１８節の負担金の中に森林整備担い手対策推進事業負担金３８万９千円と載っておりますけども、令和２年度４５万円ぐらいで多少下がったのかなと思います。この制度というのは実際に、今まででてきて聞かなかったのが悪いのかもしれませんが、これ就農相談会か何かをやっているということなのかな。間違っていたら教えてもらいたいんですけど。

委員長

産業課長。

産業課長	お答えしたいと思います。こちらの森林整備担い手対策推進事業の負担金ではありますが、こちらのほうは北海道森林整備担い手支援センターのほうに毎年お支払いしている負担金になっております。内容につきましては北海道森林整備担い手対策基金条例、これ北海道の条例なんです、こちらの条例に基づきまして森林整備担い手対策基金の運用を活用して、林業労働者の安全衛生の確保、技術技能の向上、福利厚生の実充に負担金、基金を運用しているという内容になっていまして、昨年よりこの負担金が減額になっているのは町内に在住の林業労働者に対して1人当たり幾らという形になっているんですが、そういう形の中で負担金をお支払いしています。昨年は19名です。昨年というか、一昨年ですね。すいません、令和元年になります。令和2年が今現在、登録している登録者数が16名という形になっておりまして3名の減で、今回負担金が減額という形になっております。
委員長	中川委員。
中川委員	わかりました。ではせっかくなので、この担い手という文字が出てきているので、森林に関してはこの担い手という考え方はしていないのかしているのか、その辺お考え聞かせていただきたいと思います。
委員長	産業課長。
産業課長	すいません。今の質問は町でという意味でしょうか。町で担い手対策をしているかという、これについては先ほど環境譲与税の中でも触れましたが人材の確保については今後検討していかなければならないということで、今、特段何かやっているかという、そういう形では今やってはいない状況です。今後やっていかなければならないということで森林環境譲与税を活用しながら人材の育成含めて考えていかなければならないかなと思っています。
委員長	井澤委員。
井澤委員	8番井澤です。今の森林の担い手のことに関しましては昨年から出来ました旭川の林業の専門学校について、町内からの進学者は昨年はいなかったということで報告があったように思いますが、充足率が進学者が少なかったという状況ですが、その後の中で町内から林業専門学校に進学をその分野でする人が出てくるとうれしいなと思うんですが、そのときに奨学金に当たるようなものをこういう担い手の事業の中からあるのか、それとも教育委員会がやっているどなたでも進学する場合に使える奨学金、月額でいくと大学で4万円ぐらいだったと思いますが、その辺のところについては何か考えはありますでしょうか。

委員長	産業課長。
産業課長	お答えしたいと思います。今、旭川のお話というのは多分恐らく北海道のほうで設立をしました北の森カレッジのことだと思いますが、これにつきましては令和2年の4月から開校いたしまして、この開校されるに当たって道内の自治体さらには林業関係機関が支援をしていこうということで、こちらの予算にも載っているんですが18節の北海道林業・木材産業人材育成支援協議会負担金という形の中で、この中で北の森カレッジに入校している学生さんを支援していくという形になっています。ただ町村によっては先ほど言った奨学金制度というものもあるというふうには聞いていますので、今後うちの平取の町からそちらのほうに行く場合、また他の場合もあると思います。そういった形の中では支援を検討していかなければならないかなと思っております。あと今、町内でいきますと森林組合とかに従事する若い方々は緑の雇用制度を使って、そういう形の中で林業に関わってきている支援制度もございます。
委員長	154、155ページはございませんか。なければ続いて156ページ、157ページ。中川委員。
中川委員	157ページ13節使用料及び賃借料この中でふるさと納税システム利用料、これについては多分さとふるということだと思うんですけど、次の下のインターネット公金支払利用料とありますけども、これ令和2年度から比べて予算がかなり減っていると思います。多分インターネット利用料からこの上のほうに変えていってるのかなというふうなことで説明受けたのかなと思いますけども、このインターネット公金利用料、これはまだ使用されて、使用されているから金額出たと思うんですけど、結構これまだ使っているんでしょうか。
委員長	観光商工課長。
観光商工課長	お答えいたします。インターネット公金使用料につきましては、これは管理しているトラストバンクのほうに支払いしている分でございますので、これはかかっている分はずっと出てきます。
委員長	ほかございませんか。井澤委員。
井澤委員	ふるさと納税のことにつきましてご寄附いただく方のどういう分野で平取町では利用させていただきますということで確か7分野があったと思いますが、その分野の見直しには特にされていないように思いますが、例えばその中で分野になっていないと思いますけど、アイヌ文化とかアイヌのことに関することの枠を設けるとか、何か新たな募集に関して枠を何というか、寄附しやすい、あ

	るいは寄附が明確になるようなそういうことについてはお考えはないでしょうか。
委員長	観光商工課長。
観光商工課長	お答えいたします。寄附に関する目的の部分なんですけども前にも1度、観光の部分にということでのご質問もあったんですけども、今現在6項目ある中で教育文化という形の枠の中で、アイヌ文化という形の分もとらえられるのかなという考えで持っておりましたので、そういった現時点においてはまだ検討しておりません。
委員長	井澤委員。
井澤委員	アイヌ交付金、アイヌ新法が出来たところでそういう意味で、いろんな意味でアイヌ文化、アイヌ生活、いろんなことを法律のもとで全国民に知らせしめていくという中で平取町が交付金も事業計画を立てて大いに利用させていただくところですので、さらに項目をアイヌ文化に関するものを別途作ること、平取町がどういう産業文化の中であるのかということが少しはさらに明確になると思うし、例えば産業振興の中でいけばただ産業振興といってもわからないところに、軽種馬の魅力をアップするようなそういうような項目を持てるとか、いろいろともう少し実態に合ってまた魅力を増やすような区分けをしていくことが必要でないかと思いますが、もう一度いかがでしょうか。
委員長	町長。
町長	お答え申し上げます。この条例の第2条で6項目に分けて、こういうものに充当するというようなうたい方をしておりまして、先ほど課長申しましたとおりアイヌ文化に関してもこの第1号の教育文化の推進に関する事業というようなことに包括されるというようなところもありますので、条例はこれとして、訴え方として教育文化の中にはこういう項目あるとか、そんな訴え方もぜひ工夫してより魅力的なといいますか、誘引的な表現、表し方を工夫したいというふうに思っています。
委員長	井澤委員。
井澤委員	コロナの中でこの令和2年度のところで当初予定よりも寄附額が増えているという中で、補正予算も必要になったということが出ておりましたけども、こういう増えているようなチャンスの中でより魅力アップをしていくということをその時流に乗るといえるのか、他の自治体では100億単位でそういうふるさと納

税があるということがありますが、地道であっても寄附して下さろうという方々にこの平取町のどういう人々がどんな生活をしていて何を目指しているのか、町長が言うところの豊かな生活を目指す中で皆さんのご協力もいただきたいということを、やっぱり魅力アップするようなものをもっと具体的にしていかなければ、どこかで寄附金増額が止まってしまって減ってしまうというようなことになっていくんじゃないかと思うので、一生懸命にそのところは町長のお答えはありましたけどもやっていただきたいと思いますので、具体性が必要だと思いますがいかがでしょうか。

委員長

重複答弁だけど、どうしますか。町長。

町長

確かにこのふるさと納税制度も本当に自治体間での偏りみたいのがもう最近特に顕著になってきておりまして、北海道で言えば釧路が100億とか、白糠60億とか、管内で言えばえりもが8億とか、そういう状況にある。それはなぜかという主たる要因はもう返礼品なんですよ。返礼品がいかにもその魅力的であるかみたいなものに本当に偏っているというようなこともあって、そういうこともいいんですけども、やっぱり本来のふるさと納税制度にもっとこう立ち返るといいますか、そんなことも国全体の制度として私は必要かなというふうに思っています。それは多くの寄附が集まるほうがその自治体にとってはいいと思いますので、また返礼品もそうですし訴え方としてもいろいろ工夫しながら、少しでも多く寄附していただけるようなことに努力したいというふうに思っています。

委員長

そのほかございませんか。なければ158、159。櫻井委員。

櫻井委員

6番櫻井です。158ページの18節負担金補助金及び交付金の上から2段目の地域商品券発行事業補助金650万円についてでございますが、プレミアム商品発行事業補助金として説明にございますが、59ページの道補助金に300万円がプレミアム商品券の補助金として掲載されておりますし、また92ページにおいて町債として従来の650万円が350万円ということで減額されているんですが、これから読むには従来の650万円のプレミアム商品券の発行事業になったということと考えられるんですけど、コロナの関係で今回の350万円ですか、失礼300万円ですか、これが増額されて今回きたということで、従来の650万円にこの300万円を加えて950万円の予算でやっていただけないかっていうのが私の思いでありまして、令和2年度には60%という大きなプレミアムをつけた商品券が出たわけですが、これを今回この従来のものに戻すと差額があまりにも多過ぎて、本当に前回もこういうことがあって3割が2割になったというのも、急激にお得感というのがなくなって、事業失敗とは言わないんですけど、町民がなかなか手を出してくれなかったという

ことがございまして、出来うればこの今回のこの300万円というのは有効に使っていただいて、950万円以上の事業にしていだけないかというのが要望でありますのでよろしくお願いしたいというか、その辺の考え方についてでお聞きしたいんですが。

委員長

観光商工課長。

観光商工
課長

お答えいたします。道費補助の今指摘ありました300万円についてですけども、道のほうから要望概要調査という形の中で、希望というか、必要だということと今出している状況でございまして、ちょっとまだ金額、率含めて確定はしていないんですけども、令和3年度も同じように想定できるというような考えで今回計上しているところでございまして、やはり昨年60%から下がるというイメージの中ではちょっと効果が薄いかなとは思いますが、また7月ぐらいに実施するにあたって、やっぱりそのコロナの感染状況とか、実際の商業とか、飲食業の関係の営業であったり、そういった実態を商工会と協議してそれに合わせた中で、三次補正もこれから出てくるのではないかと思いますので、そういった面を含めて総体的に検討させていただければと考えております。

委員長

四戸委員。

四戸委員

3番四戸です。今櫻井議員の18節のことになるんですが内容は全然異なると思いますので、このことについて伺いたいと思います。令和2年度に発行された商品券につきましては、町民の方にとっても、また商店にとっても大変好評だったんじゃないかなと思っております。しかしながら昨年は、何点かの問題点が出ております。コロナの時期に券を購入するのに、他の地区はそうでなかったと思いますけども、本町地区では1時間ぐらい車椅子の方や高齢者の方が並んでいました。また1人で10冊購入された町民の方もいました。商品券は決められた枚数がございました。それ以外にございましたが、やはりもっと買いたかった町民の方もたくさんおられました。その町民の声からそういう不満の声が出ているのも当然のことかなと思っております。令和3年度においても、2年度と同じ方法で地域商品券を発売するのか、この点について担当課長に伺いたいと思います。

委員長

観光商工課長。

観光商工
課長

お答えいたします。令和2年度におきまして地域商品券の形は商工会のほうに委託させていただきまして実施したところでございました。初めてコロナ禍におけるこういった体制、こういった販売がいいのかということといろいろ事前協議もした中で始めたわけなんですけども、逆にあまり意識し過ぎてというか

	衛生面をかなり気をつかった中で、却って時間を要してしまったということもあって、これは非常に反省材料として３年度においては何かしらの違うやり方というのは検討していかなければならないというふうに考えておりますし、１人でそういった複数といいますか、購入した件というのも噂というか、話は聞いた中でこういった面も１００％こういうふうにやれば対応できるということとはなかなか難しいにしても、何かしらのやり方というのではないわけではないのかなというふうに思っております。そうするとまた事務的な煩雑な部分は増えるんですけども、３年度においてもそういった形の商工会さんと事務局ともう１回協議して事前協議した中、また部会の方、商工部会のほうでも、こういった部分では意見が出ていたのではないかと思いますので、そういった点をもう一度振り返って協議して対応していきたいなというふうに考えております。
委員長	四戸委員。
四戸委員	当然、課長の言うとおりで、これも業務は商工会に委託されている件でございますから、令和３年度においては今課長の言うとおりで、私の今申しました件についてきちんと協議していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。
委員長	そのほかございませんか。なければ、松澤委員。
松澤委員	１５８ページの１８節負担金補助及び交付金の空き店舗活用事業の８０万円の使い道と、その他にお金だけではなくてこの空き店舗の活用をどのように考えてらっしゃるかという検討されている部分がありましたらお聞かせ願いたいと思います。
委員長	観光商工課長。
観光商工課長	お答えいたします。空き店舗の活用事業につきましては２９年度から実際始めて、なかなか利用件数が少なかったということがあって３０、元年度と１件ずつということで同じ業者が賃貸の関係で使った実績しかなかったということも含めまして、３年度若干、落ちてはいるんですけども何か使い勝手といいますか、利用しやすいような形で要綱ちょっともう一度再見直しして、利用者が使えるといいますか、そういった形のもので要綱を見直したいなというふうに考えているところであります。
委員長	ほかございませんか。なければ１６０ページ、１６１ページ。ございませんか。なければ１６２ページ、千葉委員。
千葉委員	１２番千葉です。１６２ページの第１４節工事請負費について、若干お伺いし

たいことがあります。今回、新規にすずらん群生地を整備工事、階段とか手すりとかという内訳出ているわけですが、非常に私としてはその整備はもちろん大切なことなんですけども、近々平取ダムが完成して道路も関連整備されていくということで、やっぱり今まで以上に何かを変えていかないとこのせっかくの日本一の紛れもない群生地であります。すずらんの群生地を生かす方法をやっぱりこれから考えていっていただきたいというのがあります。どうしても旧というか、コロナ禍前の沙流川まつりあたりと違って、ちょっと地味で静かなすずらん鑑賞会ということなんですけども、数年前に私の娘の友達なんですけど本州のほうからこの群生地のことを知って、札幌とか道東行く傍ら寄ってくれたんですけども、そのとき一つやっぱり言われたことが、今こういうネットの時代ですから、いわゆるインスタ映えするようなスポットがもう少しあるとうれしいよねということはやっぱり指摘をされました。今も何箇所か写真撮ったり、ここならいいよねというスポットはあるんですけども、その辺のことについて指摘を受けた経緯があります。どうかもう一度このすずらん群生地の整備工事に当たっては今の時代にマッチングした取組み方ももう一度基本的なことから見直して、それと平取ダムの完成と同時にアイヌ文化と絡めた生かし方というんですか、それも含めてもう一度どうでしょうね、町民からアイデアを募るとかという方法とかも私必要かなと思っていますので、この日本一のすずらん群生地の生かし方、今後の取組みについて何か私今言ったことを含めて考えがあれば伺いたいと思います。

委員長

観光商工課長。

観光商工
課長

お答えいたします。すずらん群生地につきましては整備活用計画ということで29年度に長期、中期プランで一応作成したところでございまして、活用の中で、まずそのすずらんが数十年前から見ると非常に生育が小さくなっているということがあって、これはモニタリングを続ける中で長期に見て育成計画を作らなければならないんじゃないかということで現在も続けているところであります。またすずらだけでなく現在トラロープであったり、トラロープを結ぶ柱というか、そういったものが環境になじまないということで、それで29年から少しずつ整備した状況でございまして、今回工事費ということなんですけども昨年、2年度につきましては整備が出来なかった分、2カ年分という形で今回計上させていただいた部分でございまして階段改修は個別でやったりはしたんですが、なかなかすぐ奥の部分でいったら崩れてしまったということで、ある程度きちんとした中で整備をかけたいということで考えておりました。またその中でスポットライトという整備も含めてやってきておりましたので、いろんな意見とかいただきながら、この先も含めて検討はできるかなということで、この整備計画をさらに続けていきたいなというふうに考えております。またダムの関係と散策道を含めたつながり、また植物保全地区というところで下の

環境もありますので、そことつなぐような散策道も今つないでおりますので、
今まだ鍵を開けてはおりませんけども、そういった総体的な部分で検討してい
っているということでございます。

委員長

千葉委員。

千葉委員

ぜひ期待をしておるところでございます。それと育成状況も調子が悪いという
ことで、あんまりぱっとしたすずらんの群生地生かされていないというのもち
よっと深刻な状況かなと思っていますけども、やっぱり先ほど言ったようにこ
ういった日本一のすずらんの群生地というのはその生かし方、方法は機会があ
れば、先ほども質問したんですけども、町民の方からやっぱりアイデアをもら
うと。二風谷コタンもそうなんですね。実は町民の方であそこの生かし方、ま
た地元の二風谷の人たちから見てという評価も必要ですけども、町民何かこうい
いアイデアがあればぜひ振ってもらいたいよねという意見がかなりありますの
で、そういったことも取組みの一つとして参考になれば、私はやっていく必要
があるのかなと思っていますけど、そのことをもう一度お答えいただきたいと
思います。

委員長

観光商工課長。

観光商工
課長

お答えいたします。町民の方とかも広く今回意見を求めたりはしなかったんで
すけども、ボランティア参加とかそういった部分で見ていただき現状を知って
いただきながらこういうふうにやったらいいんじゃないとか、また試験法み
たいなかたちのすずらんをも進めていろんな肥料のやり方を変えたりとかとい
うこともボランティアの中でやっていただいたりということは取り組んでおり
ます。こういった面で多種多様な札幌のそういった専門の方の意見も聞いたり
とか、さらにこういった部分を推し進めていろんなやり方というのはあるのか
なというふうに考えておりますので、更に推し進めていきたいというふうに考
えております。

委員長

井澤委員。

井澤委員

8番井澤です。すずらん群生地の観光のことにに関して、隣接地に今平取ダムが
完成しますと管理棟がすずらん群生地側、芽生の橋を渡ってすずらん群生地側
の道路向かいにできるということがあって、そこには管理棟に付属してアイヌ
文化、生活を紹介する展示施設もできる。そしてまた、そこから起点として糠
平川沿いにダムも見えるようなところでフットパスが整備される、開発局が整
備するということです。その整備の先で要するに道道から行ったところで、フ
ットパスとあわせるところに昨年、開発が休憩場のようなものをまだ運用はし

ていないようですけども、作ったということがありますので、そのすずらんの観賞と含めてアイヌ文化展示施設、そしてフットパス、そしてその道道には歩道部分がありませんので、それをフットパス等のようにすずらん群生地からダムของフットパスにつながっていくときに歩くための歩道の整備とか、そういうことも含めて必要じゃないかと思うんですが、そのことに関してはいかがでしょうか。

観光商工
課長

お答えいたします。平取ダムの管理所及びそのフットパスコースについてとすずらん群生地のつながりの間に道道があるという形の中で、車両の通行、車の本数は多くはないんでしょうけども、歩道はあったほうがいいという形のもの、は私たちのほうから直接というより総体的に要望という中では反映していけるのかなとは思いますが、そういった面も含めて全体の中で利用者が安全で安心して楽しめるというものを作っていければいいのかなというふうに考えております。

井澤委員

このことは担当課を超えて、課を越えてのことになるかと思いますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

町長

ご存じのとおり平取ダムの管理所に併設されている展示施設等が出来上がるといふようなところでございまして、ずっとやってきたそのアイヌ文化の環境保全対策みたいなものが事業用地内で展開されるというようなことで、その一環としてフットパスですとか、すずらん群生地も通ったS O 5というような植物園のようないところも行けるような感じになっておりまして、そういうものが本当にすずらんが咲く時期だけではなく、利用していただけるようなPR等をしていかなければならないのかなというふうに思っておりまして、今年ないかもしれませんが近くにはすずらんよりもちょっと早く水芭蕉の群落もあって、年ごとに物すごい本数が増えて見事な群落にもなっていますので、ぜひそういうようなところもこう見ていただくような工夫とかして、さらに奥に豊糠という集落もありますので幌尻登山なんかも、登山客なんかもそういったものを利用するといふような、楽しんでもらうようなそんな工夫もしながら一体的にすずらんプラス、アイヌ文化といふようなことのPRを、またあそこは文化的景観も広がっているといふような場所でもありますので、そのような本当に魅力ある土地なんだよといふようなことをぜひPRして、たくさんの方が来ていただくような努力をして参りたいというふうに思っています。

木村委員

162ページの委託料の二風谷コタン公衆トイレ清掃業務と書いてあるやつなんですけど、1番下の。これは純粋にあそこのトイレの掃除のお金ということでもいいのかお聞きしたい。

観光商工課長	コタンの横というか、中心にあるところのトイレの部分です。清掃業務の部分ですね。去年と同くだしている部分です。
木村委員	それであればこれ去年と変わっていないんですよ。それでコタンも新しくなってかなり使用率も上がって、この中にはあそこに使うトイレトーパーやその他に備品もこれ確か入っているはずなんです。この中から買わなければならないことになっていて、管理やっている方がもう時給500円ぐらいにしかないんだということを言われているんですよ、かなり使用率が高いから。これについてこの予算をつけるに当たって、今の利用状況なんかを考慮した形でつけたのかどうかを聞かせて下さい。
観光商工課長	お答えいたします。令和2年度の中で利用者というのが観光だけじゃない人の部分も結構増えたのかなと。夜とか、その泊っている方たちまでは実際、把握はしてないんですけど、そういった部分で見えない部分が増えたのかなということで、その破損であったり備品とかというものについてはこういった委託料の中では対応させては難しいということで、予算の範囲内では無理なので、こちらのほうで対応したということはありませんのでそういった面は3年度についてもまたそういう状況が増えたりとか、そういった部分なんか含めてこちらの部分でやれる分もやっていこうという形で考えております。
委員長	木村委員。
木村委員	その2年度の要するにそういう対応があってもやっぱり状況があんまり、要するに受給もう500円に行くか行かないかぐらいにしかないんだと。やっぱりそうやって言われているわけですから、これは二風谷の観光振興組合が受託してやっているんですけど、組合の理事長の貝澤守さんにも言ったんですけど、基本的にやっぱりその辺ちゃんと精査して現状に合った形で数字に見えなければ、変な話かかった分をそうしたら面倒見るよと言ったら、どこまで見るんだという話になると思うんですよ。予算措置の段階で去年がそういうふうにコタン整備が終わって、観光客以外に使う人が増えて、そういうふうになった状況であればこの予算の中に追加していかなければ随時対応ではこれ予算として成り立たなくなるんじゃないかなと思うので、是非これについてはやっぱりもう1回精査した形で現状に合った予算措置をしていただきたいなと思います。
委員長	観光商工課長。
観光商工課長	お答えします。この清掃業務委託については、委託された方と12月あたりからの協議と聞き取りした中で、そこまでちょっと具体的に話が聞こえてこなか

ったものですから、取りあえずこういう同年額という形のものをしたんですけど、そういった実態再度もう1回確認してこういった部分で本当に足りないんだということであれば、そういったものを増やしていくという考えの中で対応していきたいなというふうに思います。

委員長

井澤委員。

井澤委員

二風谷コタンのトイレは新設して大変使い易くなっているとは思いますが、それだけごみが捨てられているような事があって、大変苦勞されているというようなこともあるとか、例えば地区は違いますが貫気別のトイレが最近かなり、男子トイレの方が多いようですが汚されているというようなところがありますけども、清掃委託してやってくださっている方がいるんですけども、あまりひどい状況があるということで、町民課や貫気支所には大分ご苦勞をいただいているということがあるんですけども、そんなふうに誰がいつどれだけ利用するか分からないし、夜間も使うということの中でやはり前段として道の駅構想なんていうことがありましたけども、やっぱり観光の中心地になるこの二風谷コタンで、トイレが汚かったらもう二度と来るかというようなことにならないように、やっぱり木村委員おっしゃるようにきちんとその見回り回数を増やすとか、ごみの捨てなどが起こらないような看板とか、あるいは時としては監視カメラをつけるとか、そんなことを含めてかなり重点的にやっていかないと本当に管理している方は大変な思いを今後もすることになるんじゃないかと思うので、今24時間ちゃんときれいな明かりがついた状況で使えるのはこの二風谷コタンのトイレだけかなと思いますけども、そういう意味で今後の道の駅構想などというときに観光地としてのトイレの重要性というのがあると思いますけども、そういう意味でかなり力を入れて予算をつけてやるということが、これからの何か施設を造るときの前例、見本になるんじゃないかと思いますが、その辺のところについてお答えいただければと思います。

町長

このトイレの委託業務については先ほど言ったように今一度、実態把握しまして対応させていただきたいと思っております、まさにトイレの清潔感を使う方にとってはもう重要なポイントでございまして、その観光地といいますか、その地域を象徴するような施設と言ってもいいと思いますので、その辺の管理については増えれば増えるほどやっぱり管理も大変になってくるというところもありますので、その実態に合わせた管理の方法、それぞれ考えて実施していきたいというふうに思っています。

委員長

貫気別のトイレは関係ないんですね。話で出たけれども、それは経緯で出したというだけで。ほかありませんか。櫻井委員。12節の委託料の義経資料館維持管理委託料なんですけど、これ令和2年度の90万円から50万円に委託料

	が下がったんですけど、いろいろ話聞くんですけど、今年度の委託はどこにするのかということと下がった理由、それともうついでに言いますけど、
櫻井委員	資料館自体に正直それほどの魅力があるとは思えないので、本当にこれだけのお金をかける価値というか必要性があるのかということも含めてお教えいただきたいと思いますが。
委員長	観光商工課長。
観光商工課長	お答えいたします。資料館の維持管理委託料ですけども下がった部分については今まで、神社宮司さんのほうにお願いしていた分を今回、難しいということで管理清掃とまたその周りの環境整備も含めた中で、今現在考えているのは高齢者事業団のほうでの見積りという形で上げさせていただいているところでございます。資料館につきましては中の展示物も含めましてやはりその見ていただくという部分もまだ必要ではないかということと、貴重なそういったものも展示しておりますので、状況を見ながらではありますけど継続は今のところしていきたいなというふうに考えています。
委員長	櫻井委員。
櫻井委員	それでは従来どおりフルにといいますか、ずっと開け続けるというか、そういう形をとるんですか。
委員長	観光商工課長。
観光商工課長	開け続けるというか、案内とかは今度出来ないんですけども一応開けて自由観覧という形の中でやろうかなと思っています。
委員長	自由観覧って、入館料を取っているんじゃないの、収入でも上がってきているように。
観光商工課長	入館料が一応200円という形のものをいただいているんですけど、今回みたいな形になった部分がですね、これでよければ入れてくださいます的な書き方になっているものですから、その小さい100円しか入れない方とかも実際人数と合わなかったこともあるんですけども、そういった面は含めて今回自由観覧という中では、入れていただく方は入れていただくみたいな形になるのかなという捉え方しています。
櫻井委員	それ確定してないんだったら自由観覧というか、そうしたらこれ歳入にもう

	入れないで何か違う方法の収入の見方したらは。何か変ですよ、入館料はそれぞれ自由ですよ、入れてくれる人はどうぞ自由にみたいな形で、入館料という形では歳入はなかなか見込めないということで、何か形態自体ももう一度考え直した方がいいんじゃないですか。
委員長	観光商工課長。
観光商工課長	お答えします。今までも正式に団体さんとか、来たときに案内をお願いしますという部分とか、直接連絡きた方についてはそういった部分の案内とお金という形でやってはおりまして、開いている時間に宮司さんないときもありまして、回って見ていただいたというのも現状でございまして、今回３年度がこの体制でいいのかというのはまだちょっと余地があるのかなと思うので、その辺も検討させていただきたいなと思います。
委員長	木村委員。
木村委員	今のことで日本以外のイギリスとか北欧諸国に行くと博物館は基本無料なんです。無料で要するに何ていうんですかね、志がある人がその博物館や何かを守るためにお金を入れる場所があってやるというシステムが当たり前ですよ、よその国ではね。やっぱり今の状況を聞いていると、やっぱりそういうふうに要するにこの義経の資料館を見に行って、これはもういいものだ守りたいと言った人については金額を決めずに、ぜひお願いしますとか、やっぱりそういう形をとると今の入場料という形ではなくて、守るための志ということでいいのではないかなと思うので、そういうこともちょっと検討してみてください。これは答えは要りません。
委員長	それではここで休憩をします。再開は５５分からということで休憩をしたいと思います。 （休憩　　午前１０時４５分） （再開　　午前１０時５５分） それでは再開いたします。先ほどに引き続きまして、１６２ページ公園管理費、ほかございませんか。続きまして１６３ページ、１６４ページ。１６５ページ、１６６ページ。ほかの方ありませんか。１６７ページ、１６８ページ。１６９ページ、１７０ページ。松澤委員。
松澤委員	１７０ページの３目の１４節工事請負費、本町中央団地新築工事２棟８戸建ての公営住宅のことなんですけども、こちらの２階建てということなんですけど

	も、去場にも今2階建ての公営住宅がありますけども、下が単身用で2階が家族用ということなんですけども、1階と2階の音が聞こえて苦情があるということちょっと小耳にしたんですけども、こういうことを踏まえて、これから建てることに対しての検討とかはなさってもらえるのかということをお聞きしたいんですけども。防音ですね、2階と1階の防音についての検討していただけるかどうかちょっとお聞きしたいんですが。
委員長	建設水道課長。
建設水道課長	去場の団地もそうなんですけども構造的には木造2階建てということで、完璧に上下の音を遮断するというのは現実的には、対策はしているんですけど完璧ということはまるっきりないとは言えないです。というのは鉄筋コンクリートでもやっぱり上下の音って聞こえるので、木造だとなおさらのこと対策はしているんですけども、音はやっぱり気になる方は気になるというのが現状で、対策としては去場同様の対策、一般的民間のアパートも木造で建てていますが、同じような感じだとは思いますが、現状としてはそれなりの対策はしているというのが現状ですので、それ以上の対策というのもまたなかなか難しい部分はあるのでご理解をお願いしたいと思います。
委員長	松澤委員。
松澤委員	最近よくテレビでD I Yですか、やっているのを見ますとそんなに高くなく床材とか何かそういうものをプラスすると、かなりの防音ということもなかなか見えていますので、ちょっと調べていただいてそんなに金額張るものでなければ、民間アパートでしたら違うところに移るということもあり得ますけど公営住宅はなかなか一度入ると、結構そこに長く住むということがあると思いますのでちょっと考えていただきたいなと思うんですけども。
委員長	ほかございますか。井澤委員。
井澤委員	今の去場の住宅のことについては私のほうにも苦情が来ていまして何とかならないかというところですが、今課長が去場の住宅についても対応しているということですけども、例えば2階の床をクッションフロアにしたとか、そういうような対応をされているんですか。
委員長	建設水道課長。
建設水道課長	床材を変えるということではなくて1階と2階との間は天井、1階の天井の隙間、隙間というか懐というのがあるんですけども、そこに断熱材は当然入って

	いるんですけど、それも遮音的には効果があります。それと遮音のシートってあるんですよね、床材の下に敷く。そういうものを敷いて対策はしているんですよ。単純に床材が例えば何かものを落としても響かないようなクッション的なものということではなくて、それもないとは言えないですけど効果的には薄いのかなというような認識でおります。
委員長	井澤委員。
井澤委員	2階が家族棟というようなことがあって、子どもさんの歩いた足音も下に聞こえるというようなことで私は聞きましたけども、そういうような状況で今の建っている去場の建物については、今後の、今の状況を、松澤委員からも状況があるからさらに精査して対応していただくことが必要じゃないかと思いますし、これから建てるものについては根本的な設計からそのようなことのないような構造に直して、そうするとお金が少し高くなるかもしれませんが、設計の中でそのような同じデザインで例えば同じことが起こると思いますので、ぜひ改良する対応をしていただきたいと思います。
委員長	建設水道課長。
建設水道課長	音に関しては設計が良いとか悪いじゃなくて、もともとその二階建ての造りだということでそれなりの対策はしているつもりでおります。更にそれ以上のものという、あるかないかもわからないんですけども、その辺もうちょっと何とかならないのかというのは検討する余地はあると思いますけども、何もしてないということだけはちょっとご理解願いたいと思います。
委員長	井澤委員。
井澤委員	課長の言い方は何かとっても無責任で、町民の方が住んでおられるしこれから建てて住むかもしれないところに、出来ることと出来ないことがあるというようなことでなくて、明確な苦情があるならそれに対してどの程度の騒音なのかという状況を確認した上で対応する、これから建てるものですから設計の段階で例えば2階床を民間でもよく使っているのはクッションフロアにすると音は本当によく消えるということで聞いていますけども、そういう対応するという前向きな答えでなければ、出来るか出来ないともわからないというのは無責任な答えのように聞こえるんですが、ちゃんと対応していただきたいと思います。
委員長	建設水道課長。
建設水道	ちょっと私の言い方がまずかったかも分からないのであれなんですけども、具

課長	体的に今入居されている方、言われている方にちょっと事情もお聞きして対応はしたいと思います。
委員長	今の質疑の中で去場の住宅は直せるかという質問あったんですけども、そのことについて答弁漏れなので。直せないなら直せない、直すなら直す。
建設水道課長	その辺も含めてその実際どの程度どうなのかも含めて調査して検討したいと思います。
委員長	そのほかございませんか。なければ次のページ、171ページ、172ページ。続きまして173ページ、174ページ。教育費に入ります。175ページ、176ページ。櫻井委員。
櫻井委員	6番櫻井です。175ページの負担金補助及び交付金の上から3行目、平取養護学校児童生徒送迎バス運行事業補助金についてであります。今回64万5千円ほど増額になっているんですけど、今回送迎バスが1台になるんじゃないか2台になるんじゃないかという懸念されたことがあるんですけど、先日2台で運行するということが確定したので、これだと従来の方法と恐らく同じでないかと思うんですが、64万なにがしが増えたということの理由をお聞かせいただきたいと思っています。
委員長	生涯学習課長。
生涯学習課長	お答えしたいと思います。増えた理由としましては乗る子どもが高校生がちょっと多くなったということで、奨励費というので各保護者に通学費の補助金というかが道から出ているんですけども、小中学生はある程度高いんですけども、高校生になるとちょっとその奨励費が下がってしまうものですから、その分父兄からいただく金額が下がるというようなこともありまして増額になっているということになっております。
委員長	井澤委員。
井澤委員	8番井澤です。厳密には175ではなくて174に該当するかもしれませんが、12番委託料のところに1番下のところにアイヌ文化教育推進事業委託料なんていうのがありますが、その委託料とは違うかもしれませんが、昨年から博物館に行った関根職員が教育委員会でアイヌ語教育等に関わっておりますが、関根職員は職員名簿に載っているんですが、そこの下に原田職員がついていて職員名簿には載っていないということになるんですが、このアイヌ教育という重要なものの中で担っている方が雇用の形態が違うのか、職員名簿には出せないと

	ということなのか、その辺について状況がわからないので説明していただけますか。
委員長	井澤委員、今言っているのは何ページですか。
井澤委員	(マイクなし)
委員長	1 ページ戻ったということですよね。それでは答弁、生涯学習課長。
生涯学習課長	お答えします。現在、うちの生涯学習課のほうに関根主査が令和2年度からアイヌ文化学習ということで各学校等、巡回というかをしております。その補助という形で原田くんという方がおりますけども、彼につきましては職員ではなくて今報償費という形の中で時間で働いてもらっているような形になっております。それで新年度というか、令和3年度からは今検討しているところはアイヌ文化振興公社のほうにこの業務を委託して、関根主査の補助をしていただくかなということで考えておりまして、そこで職員1人雇っていただくような形で委託料を計上しているところでございます。
委員長	ほかございませんか、175、6の中で。金谷委員。
金谷委員	176ページの12節で飲料水の水槽の清掃業務委託料の中で、これ清掃した後はいろんな形の中で水質検査というものはなされているんでしょうかね。
委員長	176ページの委託料の中の下から3つ目、飲料水受水槽清掃業務委託料が終わった後の水質検査をどうしているかということ。生涯学習課長。
生涯学習課長	これについては水質検査は確かしていなかったと思います。
委員長	金谷委員。
金谷委員	では水質検査については管理薬剤師のほうで水質検査を定期的にやっているということでの形でしょうか。あと14節の工事請負費の中で教職員住宅の改修工事でございますけども、これは何件を対象にして800万円を計上しているのか、その工事内容についてちょっと聞きたいんですが。
委員長	生涯学習課長。
生涯学習課長	水質検査につきましては今、金谷委員言われたとおり病院の薬剤師さん等に委託して巡回してやっているところでございます。それから14節の教職員住宅

	の改修工事についてはこれ主に浄化槽の設置に係る工事で2戸を予定しております。
委員長	ほかございませんか。なければ177ページ、片ページだけですけれども177ページ。なければ178、179ページ。180ページ、181ページ。中川委員。
中川委員	180ページ7節報償費の中で、放課後子ども教室協力者謝金についてお伺いしたいと思います。今回791万8千円と、令和2年度から見たら52万5千円少なくなっているということなんですけども、これ人数的に貫気別が5名、二風谷が3名、紫雲古津が3名であったと思うんですけど、この人数的に変わったということなんですか。
委員長	生涯学習課長。
生涯学習課長	人数的には変わっていないんですけども、昨年までの実績等を勘案して実際その人数で予算をとっているんですけども、どうしても休みであるとかなくなってまいりますので、実際のかかる経費の実績をちょっと算出しまして50万円ほど減額しているところでございます。
委員長	中川委員。
中川委員	令和2年度の実績ということなんですけども、令和2年度皆さんもご存じのとおりコロナの影響で学校も休んでいたと思います。それを踏まえてやっているのか、これは別と考えたほうがいいのではないかと思いますけども、その辺どうお考えでしょうか。
委員長	生涯学習課長。
生涯学習課長	その辺も全部勘案して時間数を全部計算してやって、令和2年度ばかりではなくて令和元年度等の実績も踏まえた中で、この程度あれば十分やっていけるだろうということで予算を計上させていただいております。
委員長	ほかございませんか。松澤委員。
松澤委員	181ページの2目13節の使用料及び賃借料のところではAED使用料というのが新しく出てきているんですけど、ふれあいセンターのほうにもちょっとあったんですけども、この内容についてお聞かせ願いたいんですが。

委員長	生涯学習課長。
生涯学習課長	これはA E Dをリースしておりまして、それにかかるリース料でございます。
委員長	松澤委員。
松澤委員	リースということは何年か前に電池切れで使用出来なかったという例があったんですけど、そういうことは全くなくなるということによろしいですか。
委員長	生涯学習課長。
生涯学習課長	そのとおりでございます。
委員長	ほかなければ182ページ。木村委員。
木村委員	182ページの委託料の開拓財産の部分なんですけど去年から1万円、1万1千円ほど増えているんですけど、この前委員会かどこかだったと記憶しているんですけども、すごく重要な場所でもあるし、これから利活用どんどん、どんどんこう町民にあの場所を伝えていくというような話をしていたと思うんですけど、その部分についてはどういうふうに考えているのか、予算にそういうのを取っているのかどうかちょっとお聞きしたい。
委員長	文化財課長。
文化財課長	お答えします。開拓財産の展示施設はご存じのとおり、旧荷負小学校のところを名称変えまして2階のスペースを展示にしていますが、そのためのあるいはその建物の管理上は高齢者事業団に委託をしまして、令和2年度今現在ですけども、月・水・金の午前中半日だけ5月から11月いっぱいまで常駐してもらって清掃管理をお願いしている、合せて受付等があればということで対応していただいているんですが、冬期間とか不在のときは博物館、歴史館が事前予約を受けるようにドアのほうに張り紙しておりまして、そこで対応しているのが今の現状です。令和3年度に関しましても予算上は文化財課のほうで予算付けしていますのは今言ったとおり単価が上がった分だけで変わってないんですが、1階部分が100年記念の資料が今現在、収納されている状態で将来的にはそれを整理していかなければならないということで、まちづくり課のほうで若干予算付けしていただいて、うちの高齢者事業団の人とダブらない時間帯、あるいは曜日で人を張りつけて頂いて、基本的に平日は誰かいるような形で検討してもらうようにまちづくり課をお願いして予算づけを依頼しているところですよ。

委員長	井澤委員。
井澤委員	今のその開拓財産展示委託料に関わるところで直接、文化財課の担当になるかどうか分かりませんが、展示が開館されるようになって荷負地区の方から建物、旧荷負小学校の建物ですけどもグラウンドがありますけれども、お客様はこの開拓財産見に来るんだけど、あそこ段になってグラウンドがありますけれども、グラウンドが雑草が生え放題になっていてとても見苦しいというような声がありましたので、グラウンドの草刈りについてはひょっとしたら自治会とかに委託されているのかもしれませんが、秋ぐちに関しては私も見ましたが雑草が生え放題のような状況になっていると思いますので、これはどこの担当課になるのか分かりませんが、せっかくのこの良い展示施設を見に来たとき雑草の生え放題のグラウンドが見えるということも良くないかと思いますが、担当課の担当するところでお答えいただければと思います。
委員長	生涯学習課長。
生涯学習課長	お答えします。あそこは一応、まだ学校施設ということになっておりますので教育委員会の担当になっておりますけれども、草刈りは年1回程度しかやれていないということもありましてなかなか管理が行き届いてないところもありますので、今後その辺どのような管理ができるか検討したいと思います。ほかなければ183ページ、184ページ。
委員長	木村委員。
木村委員	184ページの報償費の試掘調査業務10名とあるんですけど、場所どこなんですかね、この試掘の。
委員長	文化財課長。
文化財課長	お答えします。これは場所じゃなくて、発掘調査になってしまえば工事する側のほうにいろいろ調査協力を求めるんですが、発掘調査に至るまでは文化財保護の業務として予算づけしていますので、何らかのそういう協議があった場合に、遺跡の可能性のある場合には保護サイド側がお金を出して試掘調査をしなければならないというルールがあるものですから、使う使わないに関わらずある程度の予算付けしておかないとということで場所は特定していません。平取町内で協議があれば対応するというためのお金です。
委員長	それではなければ185、186。187、188。四戸委員。

四戸委員	3番四戸です。188、いいんだよね。188ページの9款5項1目18節負担金補助金及び交付金の平取町スポーツ少年団本部補助金に関連して質問したいと思います。この質疑につきましては今まで何回となく質疑をさせていただきました。私たちの町も年々人口が減少し、当然子どもも減っております。団体の少年団を編成するのには大変な時代に入っております。教育長も行政報告の中で、団体でのチームづくりは大変な時代に入っているとの説明されております。また執行方針の中では教育長は地域に根差したスポーツの振興の推進について述べております。教育長に伺います。この方針についての思いでございますが、もう少し具体的に説明をいただければと思います。
委員長	教育長。
教育長	お答えいたします。少年団につきましては年々、少年団の数も少なくなっている跟前にもお話ししておりますけれども小中学生の数がだんだん少なくなってきた、なかなかスポーツ、特に団体スポーツについては人数が足りなくて出来ない、隣の町と組んでやったりだとか、そういうような形で現状やっているような状況も増えてきているということでもありますので、団体自体を維持していくのももちろん大事ですし、指導者の確保も非常に大変な時代というか、なかなか若い人で休日だとか、仕事の後で指導する人もなかなか少なくなっているということで、そういう方を確保するだとか発掘していくだとか研修したりだとか、いろんな面で支援をしていって指導者の確保と少ない中でも子ども達に健康な体ということでスポーツをしていただくというのが大事になってくると思いますので、今まで団体スポーツというような形が多くあったわけですが、今後についてはいろいろと子ども達の嗜好というか、いろんなスポーツをやるという形になってきておりますし、現に平取町でそういう人が出るというふうには思っていなかったわけなんですけれども、スノーボードで全日本級になっている子どももいて、今札幌の方に行っていますけれども、そういうスポーツをする子どももいるということで、そういう個人スポーツだとかそういう部分も今後、指導者も含めて支援していくような形でいきたいというふうには思っております。支援の仕方については指導者もそうですけれども、保護者のそういうスポーツをする子ども達の経済的な部分だとか、そういう部分も今後出てくるのではないかというふうに思いますので、そういう支援をしながらスポーツの振興に充てていきたいというふうには思っております。
委員長	四戸委員。
四戸委員	ありがとうございます。今教育長からの指導者というお話が出ておりました。今大変こういう中で少年団を形成するのは大変、本当に難しいと思います。そういう中で今後どのような形で指導者の育成をしていくのか、この点について

	担当課長はどのように考えているのか。それともう一つはこの予算を含めてこの中で今後とも、これもう令和2年と同じような予算だと思うんですけども、そういうことも含めてどういうふうに考えているのか伺いたいと思います。
委員長	生涯学習課長。
生涯学習課長	お答えいたします。このスポーツ少年団本部の補助金の中には各団体に配分するお金のほかに、指導者養成の研修だとかそういう研修事業の予算も入っております。その中で一応、研修だとか積んでいただくというのが一つと、またあと一番課題になっているのが新しい人材の確保というのがなかなか難しいことになっておりますので、それにつきましては今後ともいろんな方の協力を得ながら人材の発掘ということをしていきたいなというふうに考えております。
委員長	教育長。
教育長	今課長が話したとおり、指導者の発掘というのは非常に難しい部分があるんですけども、以前に指導者の資格を取る講習会だとかそういうのがあって、そういうのに行く場合について町のほうで補助をしながら資格取得のための財政的な支援をしたりだとかということをやっていたので、今後については資格を取るためのそういう講習に行くですとか、またスポーツ団体ほとんど資格の更新に当たってお金がかかるというような部分もありますので、そういう部分も今後支援しながらいかないと、なかなか指導者は育てこないというふうに思っておりますし、今後中学校の部活についても外部指導者が入っていくような形になってきますので、今先生方が指導したりということになっておりますけれども、働き方改革ですとか、部活の指導にかなり時間が取られるということで、外部の指導者で対応していくというようなことも出てきますので、そういう部分も含めて財政的な支援だとか、地元でそういう講習会をやったりだとか、そういう部分も対応していきたいというふうに思っております。
委員長	そのほかございませんか。それでは続いて189ページ、190ページ。千葉委員。
千葉委員	12番千葉です。190ページの学校給食費の部分で第15節ですか。原材料費それから委託料も含めた合算のことをちょっとお伺いしますけども、新たに町長の打ち出したこの学校給食費無料化というか無償化というか、そのことは私は個人的には評価をしたいなと思ってはいますけども、いわゆるこれが毎年の途中でやめるという事業ではない、固定費となって積み上げていかなきゃいけない。そのほかにも全体で委託料とか、給食にまつわるものはもう4000万円以上、毎年財源として予算措置しなくちゃいけないという状況の中で、非

常に全道一の評価を受けたり新聞にも出ていましたけども、非常にいいことだなと思っていますけども、ただ関連して言わせてもらえれば全体を通してやはり新しい事業としてこの1670万円というのは、これからずっと予算措置していかななくてはいけないという部分ではやはり子どもを持っている家庭としては非常に受益者としてありがたい事業、これは私も同じ考えでございますけども、ただ新しい事業どんど、どんどん積み上げていくということになるとやはり毎年の固定費が、減らしていけない固定費がだんだん増えていくと単純にいうと、そういう状況になってくる中で一例でちょっと突出して今回この予算措置が大きいものですから言わせてもらえれば、新しい事業、何かやって積み上げていく部分と、思い切って予算を減らしていかなくちゃいけない部分、もっと極端に言うとはこれはもうやめようという部分を明確にこれから打ち出していないと、財源として平取町の今の財政状況含めて大変なことになってくるのかなという懸念をいたしております。1%事業も続いていますし、それから今回バイオマスの関係ももちろんコストがちょっと増えるということもありますし、その他長年やってきているすこやか赤ちゃんのお祝い金もそうですし、その固定費が増えていくことに対しての、給食に私は反対するものではないです、むしろ賛成なんですけども、その辺の考え方というんですか、財源に対するこれからの取り組み方というのをちょっと伺っておきたいなとこの機会に思っていますのでご答弁よろしくお願いします。

委員長

町長。

町長

お答え申し上げます。事業の今後の進め方の基本的な考え方だと思いますけれども、今回第6次の総合計画の後期5か年計画を議会の皆様にもご審議いただいて組立てたというような経緯もございますけれども、ただご存じの通り、本当に公共施設の老朽化、耐震化に伴う喫緊にやらなければならないような事業もなかなか計画の中に盛り込めないというような現状もあるというようなことでありまして、今議長おっしゃるようなことはもう基本かなと思っております。組立てて新規なものが出れば、やっぱり見通しを立てて出来なくなるものは当然出てくるんだなということでありまして、無理をすればそこは当然今年度に負担を後回しするようなことにもなってしまいますので、それを慎重に5か年を組立てたつもりではおりますので、さらに事業費全体、特に経常経費等いかに削減といいますか、節約といいますか、そうできるのが課題というところもありまして、学校給食に限らず新たな視点で今やらないと駄目な事業というのも絶対あるんだなという認識もありますので、その辺の事業評価も今後しっかりやりながらどうしても利害関係者というのはどういう事業にも規模の大小はあれあるものですから、なかなか今までのを止めるとなるといろんなこう、何と言いますか、意見が出るというのが現状でもありますので、その辺は理解をしていただくというような努力も重ねながら、本当に中期的長期的

視点で財政が見通せるようなことを常にやっぱり念頭に置きながらやるというのが基本だと思いますので、その辺はいろいろやっていく中で議会の皆さんにも相談しながらやっていきたいと思っておりますのでご理解をお願いいたします。

委員長

千葉委員。

千葉委員

町長、本当に充分、我々ももちろん常にこの予算のことを意識しながら議会運営しているわけですが、なかなかやめる決断というんですか、新しい取組みのほかに今まで既存の事業を止めていくというのは本当、かなり大鉈を振るう部分も出てきますので大変かなと思いますけども、その辺は町長やっぱりメリハリをつけていかないと、やはり今の状況を見ますとまた次の新しい事業とか何か踏み切るとき、特に平取町の場合はまだまだ建物というんですか、いわゆる箱物に手を付けていかなくてはいけない状況がこれからどんどん、どんどん発展計画の中でも出てきますので、その辺の考え方しっかりと議会ももちろん関与していかなくてはいけないと思っていますけども、取組みをお願いしたいと思います。そこで学校給食費の関係は確かふるさと納税の事業の中で賄っていくという部分でありますけども、ふるさと納税、先ほどもちょっと出ていましたけども、これからいろんな取組みをして返礼品も工夫しながらということで、億単位の貴重な平取町にとっては自主財源となっていく要素があるものですから、ふるさと納税に関することでもできれば議会を巻き込んで、いろいろ協議したり使い方の方を考えたりしていくような組立てをぜひやってもらいたいという私からの要望なんですけども、その辺についてもちょっと考え方を伺っておきたいと思っています。

町長

ふるさと納税制度につきましては先ほどもご答弁申し上げましたけども、こういう状況になってやっぱり1億円近い財源として確保できるということは非常に大きいところだなと思っていますので、よりその額が増えるような努力といえますか、そういうものをいろいろ皆様方からのアイデア、議会をはじめアイデアをいただきながら進めさせていただければというふうに思っていますのでよろしくお願いしたいと思います。

委員長

ほか、井澤委員。

井澤委員

15番の給食原材料費に関してですけれども、直接は人件費に関わるころなので収入の分に関わってきたと思いますが、長期計画の中にこの給食の無償化が入りまして、当初の長期計画の中では4月から実施ということでしたけども、予算となったときに2学期から実施ということがありまして、小中学校保護者の方にそんな報告をしましたら、給食費を徴収しないということであるから、

しなければいい手間なので教育長が何故2学期までずらしたか私の質問に対して説明いただいたのは、7校の自校給食費の中で給食費徴収する中で、給食委員会の中で、食材費等の寄付などがあったりして余ったものが積立てられているので、その積立金を解決するために1学期必要だというようなことがあったのですが、それはそれでそのときの説明はそう受けたんですが、積立金を解消するのは現在の保護者の方々と委員会でやっていけばいいことで、給食費を1学期から徴収しないということは何ていうか、出来ないということが積立金との関連だけであれば保護者の方は納得出来ないというようなご意見があったので何故、積立金を理由に教育長が1学期から実施出来ないのかといったことで、他に理由があって、ならばそのことについて説明をいただければと思います。

委員長

教育長。

教育長

お答えいたします。常任委員会でお話しさせていただいたのは、3月定例会で予算が確定してから取りかからないと、その前にかかるということになりますと議会軽視ということにもなりますし、それが決定してから保護者に周知をしたり、給食無償化の申出書というのが必要になるんですよね。学校給食法の中で給食は有料というような形で決められておりますので、その部分を保護者の方に無償の形になることに同意するというような申請書を出してもらったりだとか、それで決定書を教育委員会から出したりだとかそういうこともありますし、給食委員会の中で解決しないと駄目な部分もあると言いましたけども、それが主な原因ではなくてそういう手続きですね、保護者のほうにしっかりとどういう形でやっていくだとか、学校自体もどのような事務取扱いになっていくかという部分がありますし、そういうのがあるので、ましてや4月は学校職員の異動等もあったりだとか、そういうこともあってかなり学校もばたばたしているということもありますし、そういう事務的な手続き等が必要になるということで2学期から開始をしていくというような形でございます。

委員長

ほか櫻井委員。

櫻井委員

6番櫻井です。3月1日の道新の卓上式という中で、今回新型コロナの影響で在庫が滞っている国産の農水産物の促進を目指し農水省が学校給食に食材を無償提供するという事のそういった事業を進めているという記事がございました、これまでも教育委員会として道、国の事業を利用して、そういった事業を補正を組んで進めてきたということはもう重々承知なんですけど、今回農水省の事業を利用しまして地場産品の消流対策だとか、あとは学校給食費の当然、今も言われていましたけど削減ということに活用すべきと私自身提案をいたしますが、そのことについてどうお考えかを伺いたいと思います。

委員長	生涯学習課長。
生涯学習課長	お答えいたします。ただいまの件でございますけれども令和２年度におきまして、道のほうで道産食材ということで消流対策ということでやっております、まず１点は道産牛の消流対策ということでこれは活用させていただきまして、３回利用させていただいております。約４８万円ほどの食材費を提供いただいております。これは全て和牛です。そのほかに海産物ということでホタテを４回、貝柱だとかフライだとかというのを食材を提供していただいております。その他に魚、鮭のフライだとかホッケのフライだとかというのを８回提供させていただいて、それぞれ学校給食のほうで提供させていただいております。
委員長	櫻井委員。
櫻井委員	これまでも事業を活用したって、今回の事業はコロナ対策の別な事業じゃないかと自分は判断したものですから、それを積極的に活用して今後に生かしたほうがいいんじゃないですかという提案でした。すいません。ご理解出来ましたか。
委員長	ほかなければ１９１、１９２。櫻井委員。
櫻井委員	１９０ページに戻りたいんですがよろしいですか、すみません。１１番の失礼、１２番の委託料なんですけど前年度で調理員の健康診断委託料って３１万円が計上されていたんですが、今回載っていないのはどういう理由なのか教えていただきたいと思います。
委員長	後ほど答弁にします。ちょっと調べておいてください。なければ１９１、１９２。１９３、１９４。１９５、１９６。１９７、１９８。１９９、２００。２０１、２０２。２０３、２０４。２０５、２０６。それではなければ次、予算７ページ、７ページをお開きください。７ページ第２表、債務負担行為について質疑を行います。質疑はありませんか。それでは次に８ページ第３表、地方債について質疑を行います。ありませんか。それでは以上をもちまして、歳入歳出の事項別明細書について質疑を行いました。これで一般会計のほうは終わりますけれども、歳入歳出の事項別明細について全体を通して改めて質疑を受けたいと思いますけれども、今まで一般会計のほうの中での質疑はありませんでしょうか。井澤委員。
井澤委員	該当するかどうか教えていただいて、該当すれば質問したいんですが、２０８ページで今の説明が終わったところの次のページで給与費明細書の中で、職員に関することの中でお聞きしたいことがあるんですがそれは質問出来ましょ

か。いいですか。明日の議会最終日には本年度で定年退職むかえる方6名のご苦勞のご挨拶がいただけるということですが、新卒の採用が今内定しているのが大卒1名、高卒1名で2名という状況で定年退職者が6名出るということで、それで職員の内容についても正職員110名、それから期間任用職員16名、それでフルタイムパート47名、合わせて173名、それに会計年度職員のパート33名で206名というのが直接、役場が雇用している職員の数ですが、206名に新卒2名が入りますが定年で6名が退職されてそれは継続雇用の中で採用される方も、全員かどうかはわかりませんがあると思いますが、一方、先だってメンタルヘルスに対する講習会も役場として職員向けに開かれておりましたが、人口が減っていく中で業務が減るかというとなかなか減らないというのは町理事者からもお聞きするところですが、新卒については別に内定者がもう1人いたんだけども辞退されたというようなことがありますけども、今後やっぱり町民福祉のための順調な職員組織を確立していくことが何よりも大切だと思いますが、そのようなことで定年退職に対すること、また新卒者がなかなか得られないこと含めて、どのような職員の研修も含めて、職員の力量をアップしていくのか構成を良くしていくのか、その辺のことについて町理事者からのお考えがあればお聞きしたいと思います。

委員長

町長。

町長

お答え申し上げます。本当に最近、役場の職員、他のところも同様な現状だと思いますけども新人職員なり、職員の確保については非常に大変な状況になってきているというようなところがございます。新採用を募集してもなかなか定員まで達しないというところも現状としてありましたし、今年、新規というようなことにこだわらず社会人枠として別に採用の枠を設けまして、今2名の方が来ていただくというようなことに決まっております。会計年度任用職員も事務方もちょっと足りないところを補うというようなことで、今さらに募集もかけておりますけども、そういうところで補充をしたいなというふうに思っています。いかにこう人員確保のための努力なんかも、やはり今、町村会試験に頼っているというようなところもありますので、今年私どもがやったその社会人枠という独自のそういった方法もこれからまだまだ、いろんな工夫しながらやっていきたいというふうに思っています。大変な状況ではあるんですけどもやはり人材の育成という観点から、他機関との交流人事というようなことも考えてございまして、来年、開発局に1名派遣するということを考えておりますし、そういうことで若年層といいますか、若いうちにいろいろこう経験をさせていただいて、それが後々、人的にも優れた職員になっていただくような努力もしたいなというふうに思っていますので、この人材の確保については今後とも先ほど申しましたけども、いろんな工夫の中で取り組んでまいりたいなというふうに思っております。

井澤委員	今、職員研修ということで開発局への派遣職員を確保したというようなことも聞きましたが、第1連携のアイヌ施策に関わるのところの中で、北大のアイヌ先住民センターとの人事交流というようなことで、先様のほうからも派遣していただくし町からの派遣者を受入れたいというようなことの表明がありましたので、そのこともとても良い職員にとってのチャンスになるんじゃないかと思えますけども、そのことについても積極的に臨んでいただければと思います。回答は要りません。もう一ついいですか、別の案件で。
委員長	先ほども許可してないんですけれども、今もう1件はどういう、一つ。
井澤委員	8番井澤です。175ページの教育委員会に関わるところの中で、1番予算枠の下の貸付金のところで306万円、奨学金貸付金ということがありますけれども、これは町民子弟が高校、専門学校、大学等にいくときの奨学金貸付けではないかと思いますが、その中で大学だと月4万の貸付金だったと思いますけれども、以前はこれが卒業後5年間、町内で勤務するとか在住すれば無償というような返還が要らないという制度だったと思いますが、どこからかそれが半額は返済しなければいけないということになっていますが、平取町のこの人口減少の中で良い町づくり、この町で過ごし働いて町をつくり上げていく方にとって、やっぱりここで奨学金を半額に減らしたというところを、どうして半額に減らしたかについては私が議員になる前だったかもしれませんが、ぜひこの金額の見直しとか、それから勤務というか在住5年、卒業後5年間で条件を満たしたときに返済が要らないというような、そんなような制度に戻すことも必要じゃないかと思うんですがそのことについてはいかがでしょうか。
教育長	お答えいたします。私も教育長になる前のことなので、どういう経緯でなったかというのはよく聞いて引継ぎは受けておりませんが、借りたものについてはある程度返すということで、最初については全額免除という形だったんですけれども、それは主旨的にということがあったんじゃないかというふうに思っています。それで5年間町内で勤務した場合については半額の免除というような形に変わってきたんじゃないかというふうに思っております。今後については他の町では貸付けじゃなくて交付というか、そういう奨学金の形も出している自治体も出てきておりますし、奨学金借りてその後返すので大変で自己破産したりだとか、そういうケースもあるというふうに新聞に載っていたり、今非常に問題になっていますよね。奨学金を返すのに大変な思いをしているという部分もありますので、うちの奨学金貸付制度についてもかなり年月がたっておりますので見直し等も検討していきたいというふうに、早い段階で見直し等も検討していきたいというふうに思っております。
委員長	ほかに。鈴木委員。

鈴木委員	自分の場合もバックした形の中で聞き漏らしたということがありましたので、その１点お願いしたいと思います。１９４ページのところに諸支出金というのがあります。ここで国民健康保険病院特別会計への繰出金ということで３億７１０４万４千円ですか。この金額と国保病院の会計での一般会計からの繰入金というのは国保のほうでは、病院のほうでは３億４４５０万円ということで、２０００万円を超える金額が合わないのかなという。これは令和２年度の予算のときにも若干こう違いがあるなというのは思っていましたけど、令和３年度の分については金額も増えているような気がします。確認させていただきたいなと思います。
委員長	総務課長。
総務課長	ここにお示しになっている金額につきましては３億７１００万円相当でございますけれども、一般会計からの繰出しにつきましては３億７１００万円なんです。あと病院会計のほうで収益的収支で３億４０００万円、資本的収入で３１００万円相当となっていて、合わせて３億７１００万円という内訳となっております。
委員長	よろしいですか。それでは以上をもちまして令和３年度平取町一般会計予算に対する質疑を終了します。休憩します。午後の再開については１時ということでお願いをしたいと思います。休憩に入ります。
	(休憩 午前１１時５５分) (再開 午後１２時５８分)
委員長	それでは時間早いですけれども再開いたします。それでは一般会計予算関係に続きまして、議案第１７号令和３年度平取町国民健康保険特別会計に対する質疑を行います。その前に先ほど答弁漏れのありました、答弁調整がありました生涯学習課の関係について再答弁させていただきます。生涯学習課長。
生涯学習課長	それでは先ほど１９０ページの委託料の関係で櫻井議員からご質問のあった調理員の健康診断の委託の関係だったんですけども、うちのほうの手違いで、一番上の給食調理員業務委託料の中にその分も一緒に合算して計上してしましまして、ちょっと項目を本当は別にしなければいけなかったんですけども、この中に一緒に計上してしまったということで、３１万円計上しているところでございます。
委員長	内容の中で再質問を認めますけど特にありませんか。ないですか。それでは続きまして先ほど言いましたように議案の第１７号国保会計に対する質疑を行い

ます。国保の 7 ページをお開きいただきたいと思います。国保の 7 ページの歳入から始めたいと思いますのでよろしくお願いをします。では国保の 7 ページ、国保の 8 ページ、国保の 9 ページ。国保の 10 ページ、11 ページ。国保の 12 ページ、13 ページ。国保の 14 ページ、15 ページ。国保の 16 ページ、17 ページ。国保の 18 ページ 19 ページ。国保の 20、21 ページ。ありませんか。なければ私のほうから 1 点、どの科目ということではないんですけれども昨年等について、それぞれコロナの関係で大変厳しいという状況の中で、国保会計でいうその短期の証明だとか資格証明だとかという実績があれば教えていただきたいんですけれども。町民課長。

町民課長 お答えします。短期証の発行を行っている滞納者につきましては 3 カ月の短期証になっているものが 6 世帯の 7 名、6 カ月の短期証発行をしているものが 5 世帯 5 名という状況になっております。

委員長 それでは片面になりますけれども国保の 23 ページ。国保の 24、25 ページ。国保の 26 ページ、27 ページ。国保の 28 ページ、29 ページ。国保の 30 ページ、31 ページ。国保の 32、33 ページ。国保の 34、35 ページ。国保の 36、37 ページ。国保の 38、39 ページ。40、41 ページ。42、43 ページ。44、45 ページ。46、47 ページ。48、49 ページ。中川委員。

中川委員 48 ページ 12 節の委託料、これ毎年、私質問しているんですけども特定健診率向上支援等共同事業委託料ということで令和 2 年度から見たら金額も上がっているということで、これは受診率向上支援共同事業ということで、この令和 3 年度は何かしらのこと新しい取組みを考えていると思います。そのことについてお聞きしたいと思います。

委員長 保健福祉課長。

保健福祉課長 答えいたします。今年度においてはオプション事業であります医療費分析のほうを追加してやろうということで予算を計上しているところです。

委員長 ほかありませんか。通過します。国保の 50、51 ページ。国保の 52、53 ページ。国保の 54、55 ページ。国保の 56、57 ページ。国保は以上となりますけれども再度ご質問ある方、全体としても結構ですけれども何かございませんか。それではなければ以上で令和 3 年度平取町国民健康保険特別会計の質疑を終了いたします。続きまして議案の第 18 号令和 3 年度平取町後期高齢者医療特別会計に対する質疑を行います。後期の 6 ページから始めたいと思いますけれども、後期の 6 ページ歳入から始めたいと思います。後期の 6 ページ

	はございませんか。後期の 7、8。後期の 9、10。後期の 11、12。後期の 13、14。後期の 15 ありませんか。それでは後期の歳出から質疑を行います。後期の 17 ページありませんか。後期の 18、19。20、21。22、23。私から 1 点、先ほどと同じように国保と同じように、後期についても短期だとか資格証明だとかという実績がわかれば合せてお願いしたいんですけれども。町民課長。
町民課長	お答えします。後期のほうでは 3 カ月の短期証が 1 名、1 世帯 1 名という状況でございます。
委員長	後期全体としては何かございませんか。なければ以上で令和 3 年度平取町後期高齢者医療特別会計の質疑を終了いたします。続きまして議案第 19 号令和 3 年度平取町介護保険特別会計に対する質疑を行います。介護保険の 7 ページをお開きください。7 ページの歳入からということになります。介護の 7 ページ何かございませんか。介護の 8 ページ、9 ページ。介護の 10 ページ、11 ページ。介護の 12 ページ、13 ページ。介護の 14 ページ、15 ページ。介護の 16 ページ、17 ページ。介護の 18 ページ、19 ページ。介護の 20、21 ページ。介護の 22、23 ページ。介護の 24、25 ページ。同じく 26 ページ、27 ページ。28 ページ、29 ページ。30、31 ページ。歳はありませんか。なければ歳出、介護保険の 33 ページ。34、35 ページ。36、37 ページ。38、39 ページ。40、41 ページ。42、43 ページ。44、45 ページ。46、47 ページ。48、49 ページ。50、51 ページ。52、53 ページ。54、55 ページ。56、57 ページ。58、59 ページ。中川委員。
中川委員	介護 58 ページ委託料の中で交流サロン推進事業委託料とこういうふうに謳っておりますけども、多分令和 2 年と同じであれば 11 団体でよかったかなと思いますけども、昨年、令和 2 年度はコロナの影響で結構休止していたという場面もあるかと思いますが、令和 3 年度についても一部の地域ではやっているとは思いますが、このコロナに向けてこのサロン、どういうふうにこれから対処していくのかということを考えているのか、そこら辺をお聞きしたいと思います。
委員長	保健福祉課長。
保健福祉課長	お答えいたします。交流サロンにつきましてはある程度、そのサロンの自主性にお任せはしているところなんですけれども、そういう感染予防の PR といいますか、周知を徹底させて開催していただくことで周知をしているところです。

委員長	中川委員。
中川委員	委託に関してはその事業で任せているという形で、あとはもう町側からは気を付けてやって下さいとしかないかと思うかもしれませんが、何らかの方法でやっぱり認知症予防ということで、自分たちはこういうサロン行かなければストレスも溜まってくると思うので、そういう何かアイデア的に町側からこうしたほうがいいんじゃないかという、そういう示しはないのかなと思ひましてどうでしょうか。
委員長	保健福祉課長。
町民課長	中川議員のおっしゃるとおり交流サロンを楽しみにしている老人の方がたくさんいますので、どうにか開催できるように開けるような形でPRなり、うちのほうから手助けといいますか、そういうようなことをしながら開催できるような方向に持っていきたいかなと思っております。
委員長	井澤委員。
井澤委員	8番井澤です。同じ委託料のところの介護支援ボランティアポイント事業委託料のところですけども、いろんなボランティアでボランティアポイント制度でボランティア講習を受けた方にポイントカードをお渡しして、ボランティアをしたときにそれぞれのところでポイントをつけてもらうということで、令和3年度で3年目に入るかなと思うんですが、これのボランティアポイントによる商品券還元か何かだったと思いますが、その実績についてはどうなってますでしょうか。
委員長	今の質問、保留にさせて下さい。今、資料調べています。僕のところで59ページ、1点伺いたいんですけども、これは包括的支援事業の中に去年までなかったんですけど、給料というのがありますよね、職員4名分。そして会計、フルタイムの部分が252万3千円、この職員4名分でいくと4で割ると200万円なんですけれども、フルタイムの職員より給料の予算が少ないというのはこれどういう形で置くのか、内容等がわかれば教えていただきたい。保健福祉課長。
保健福祉課長	お答えいたします。この地域包括センターの職員の給料というふうに記載しているのは今いる人件費というか、今いる職員のうち、この地域包括支援センターに係る職員の相当分の給料をここで見るということであります。
委員長	ということはあれですか、例えば他の包括と違う仕事があるので、その内の按

	分にした形の中の仕事配分の中で200万円程度4人分をこれで充当させて、財源が違うからということなんで、そういう理解でよろしいんですか。保健福祉課長。
保健福祉課長	高山議員のおっしゃるとおり地域包括センターの職員の給料分ということで、相当分ということでその分をここで見ているということで、その他に全部で800万円あると思うんですけどもそれも含めた金額ということになります。
委員長	これは分けたということは補助の事業の申請関係等々があって、敢えてこれは分けてその部分を分けて、別途こうやって掲載しているという形、予算計上しているという内容だと理解してよろしいですか。
保健福祉課長	高山委員のおっしゃるとおり今回の地域包括センターの人件費については、具体的な算定方法が示されたことに加えて、管内の町村でも一定程度歳入済みであることから、この第8期の計画が始まるのに合わせて算入可能分を算定したものであります。
委員長	そのほかございませんか。なければ介護の60、61ページ。介護の62、63ページ。介護の64、65ページ。介護の66ですけれども一応これで。先ほどの答弁を。
保健福祉課長	先ほどご質問があったボランティアポイントの関係についてなんですけども、全部社会福祉協議会のほうに委託しておりますのでポイントでしか把握はしていないんですけども、平成元年度、合計で649ポイントの交付となっているところです。
委員長	よろしいですか。それでは以上で令和3年度平取町介護保険特別会計の質疑を終了いたします。何ページですか。認めます。
井澤委員	8番井澤です。地域密着型サービス給付費のところで、こころのホームふれない等に関わるところで、休止しているものの本年度再開予定ということで平取福祉会との話し合いをしていて、認知症グループホーム、共同生活介護そして小規模デイサービス、このことについて年度末までに平取福祉会と交渉をまとめて令和3年度から行いたいということなんですけど、その後の何ていうか、どこまでいったとかいうような確定した状況があるんでしょうか。
保健福祉課長	お答えいたします。今確定しているのは昨年の令和2年の12月に、こころのホームの譲渡が終わったということまでですね。あとは今後、平取福祉会と毎月のように協議しておりますので、その中で順次決めていくような形になる

	うかと思います。
委員長	そのほかございませんか。なければ令和３年度平取町介護保険特別会計の質疑を終了いたします。続きまして議案第２０号令和３年度平取町簡易水道特別会計に対する質疑を行いますので、水道の７ページの歳入から始めていきたいと思っておりますのでまず７ページ。８ページ、９ページ。１０、１１ページ。１２、１３ページ。井澤委員。
井澤委員	１３ページのところの簡易水道事業債のところでは１番上に貫気別地区の整備事業ということがありますが、貫気別地区は大変漏水が多くて、このことをせざるを得なかったというようなことを聞いていますが全部がまだ、令和３年度もこの事業は進みますがこれまでのところでも２年ほどかけてやってきていると思いますので、その漏水の状況については大きく漏水した箇所があったとかで、漏水の割合が減っているとか、そういう実績については捉えておられますでしょうか。
委員長	歳入なんですけれども取りあえず、建設水道課長。
建設水道課長	おっしゃるとおり本町、振内、貫気別地区の３地区のうち貫気別が１番有収率が低いということで貫気別のほうを今整備しているところですけども、この何年か整備した段階で正確な数字は私記憶してないんですけども、間違いなく前よりは改善されて有収率は高くなってきたということでありまして。さらに今年度は、令和３年度は本村地区をやるので、それによってもまだ数字は上がってくるのかなというふうに思っております。
委員長	それでは水道の歳出に移っていききたいと思います。片ページになりますけれども水道の１５ページ、一般管理費からご質疑を伺いたいと思います。１５ページはありますか。なければ１６ページ、１７ページ。１８ページ、１９ページ。２０ページ。ありませんか。それでは以上で令和３年度平取町簡易水道会計の質疑を終了いたします。それでは続きまして議案の第２１号令和３年度平取町国民健康保険病院特別会計に対する質疑を行います。病院の５ページをお開きいただきたいと思います。病院の５ページ、金谷委員。
金谷委員	１番金谷です。１款１目１節、１日平均数の患者さん３２名ということで計上しておりますけれども、これについてはベッド利用率が７７％ぐらいだというふうに思いますけれども、これについて令和２年度の見込みについてはベッド回転率が何％行っているのか、それと一般病床の１日の診療単価１万５８００円ということをしておりますけれども、これについては一般病床の、このまま一般病床の形の中で令和３年についても行っていくのか、それとも看護配置を替えて

療養病床というような形の中の考え方があるのか、何故そういうふうに言うかといいますと、結局いろんな全体的な予算の形を見ますとかなり人件費が多くなっておりますし、いろんな形の中でやはりこの辺のシミュレーションをもう少し見直していったほうがいいんだろうというふうに私は思っておりますけども、今現在、改革プランの検討委員会も第1回目を終了、1回やっておりますし、それについてはどういうふうな形の中で向けていくのかということもございますけども、その辺について基準のベット、一般病床にするのか療養病床にするのか、その辺についてどういうふうな考え方があるのか、ちょっとその辺についてお聞きしたいと思います。

委員長

病院事務長。

病院事務
長

それではお答えいたします。令和3年度の入院収益及び外来収益につきましては実績に基づいて算出しているところであります。また1日の平均患者数につきましても昨年36名という数字を上げましてご指摘がございましたので、その部分を踏まえて実績に近い数字で今年度は算出しております。また病床数ですとか看護配置数につきましては、今後作ります改革プランの中でこういった病院の在り方がいいのか、経営がいいのかも含めて見直しをしますので、まだスタートした段階ですので例年どおりの形で上げております。また療養病床から一般病床に変更したというのも過去に経過がありますけれども、療養の場合につきましてはやはり端的に申しますと入院収益が低くなる、また患者負担が多いということもございましたので、一般病床に変更しているという経過がありますのでご承知おきいただきたいと思います。

委員長

金谷委員。

金谷委員

今事務長が説明がありましたが、1点は今の一般病床の形の中で今の地域医療の在り方、平取町立病院の医療のニーズの在り方につきまして、やはり一般病床がそれにそぐっているのかという問題がございます。かかりつけ医の形の中でやはりそういうふうな形になって、一般の患者のあれについては救急とかそういうのについては二次医療のほうに転送するというような形の中で、私も従来から医療連携室を通じてそういうふうな形のなかで逆紹介の患者を受入れながら残日数もあまり規制されないで長い間入院ができる。そして包括支援センターと福祉と医療というふうな形の中の連携を持ちながらやっていくと、町民の平取町の医療のニーズに合うんじゃないかなというふうに私は思っていますので、それについては先ほどの答弁もありましたけども、ぜひともその辺についてのシミュレーションを考えていただければありがたいなというふうに思っております。

委員長	そのほかございませんか。
金谷委員	1 目その他のほうで先ほども中川委員が話しました特定健診の委託料ということで、ここに書いてありますようにミニドックは廃止されてそれに組み込まれているというような形の予算計上されておりますけども、何というんですか、それでミニドックについては令和 2 年度については 1 8 9 万円というふうな形であれしておりましたけども、このミニドックについては令和 2 年度については何人ぐらいの受診者がいたのか、それと令和 3 年度について特定健診には大体何人ぐらいの対象になるのか、それについてもお聞きしたいんですが。
委員長	病院事務長。
病院事務長	お答えいたします。今年度実績については申し訳ありません、今数字を用意しておりません。予算計上といたしましては今回は特定健診審査の委託料として 6 0 名を計上しております。
委員長	実績は後で報告。ちょっと待ってください保健福祉課ではわかりませんか。保健福祉課長。
保健福祉課長	お答えいたします。ミニドックの町立病院の実績ですけども 3 0 名となっております。
委員長	それは令和元年度ということですか。2 年度はまだということです。そのほかありませんか。なければ次のページにいきたいと思います。病院の 6 ページ、7 ページ。中川委員。
中川委員	病院の 7 ページなんですけども、7 ページの中の 3 節報酬の中で嘱託医師業務委託報酬と会計年度任用職員 2 人ほか、こっちの会計年度のほうについてお聞きしたいと思います。令和 2 年度のときに調べてみたら、一応 3 人で 2 4 0 0 万円となっていました、今年度でこの括弧書きで 2 人、また他と書いておりますけどもこれについて説明をお願いしたいと思います。
委員長	病院事務長。
病院事務長	お答えいたします。今年度の、令和 3 年度の会計年度任用職員の報酬につきましては 2 名となっておりますが、これにつきましては非常勤医師 1 名と看護師 1 名ということになっております。括弧の外に他と書いてあるんですが、予算説明資料にも記載させていただきましたとおり眼科開設に当たりまして視能訓練士という専門職の配置をしております。その部分を見ておりまして合計で 2

	399万6千円ということになっております。
委員長	そのほかございませんか。鈴木委員。
鈴木委員	中川議員からご質問のあった箇所ですけれども、今非常勤医師という言葉が発せられたかなと思いました。振内診療所の関係ということになるんですか、それとも別ですか。
委員長	病院事務長。
病院事務長	振内診療所の藤井医師につきましてはフルタイムではなく、パートという形の会計年度任用職員ということになっております。
委員長	鈴木委員。
鈴木委員	令和2年度ですか、2年度の予算のときにも、どこを見てもなかなかその振内診療所の医師の手当といたしますか、給料といたしますか、報酬といたしますか、それが出ているところが分からないなというふうには思っていたところでありまして、今初めてここに、ただどうしてそういう振内診療所の医師の報酬とか、そういう形でしっかり明示されなかったのかな、今までというのが非常に不思議なんですけれども、その辺はどういう見解だったんですか。
委員長	病院事務長。
病院事務長	振内診療所につきましては週5日フルタイム勤務ということにはなっておりませんので、会計年度任用職員の制度になってからは会計年度任用職員、それ以前は嘱託という形で対応してきております。
委員長	井澤委員。
井澤委員	8番井澤です。7ページの1節の給与のところですけども説明文のところでは4行目に看護師3名の増員を予定していますとあるのですが、増員ということになると経営が厳しい中で増員ということが必要だという説明なんだと思いますけれども、今全部の病床数は42病床で実績としては入院患者数25、6名ということで聞いていましたけれども、今回の令和3年度の病床の入院患者数では32名という設定ですが、今この3名増やさなければいけないことを含めて、今、病床数42に対しての必要数を充足しようとしているのか、32名に対する病床数にしようとしているのか、今実績である25、6名の入院患者の対応のためにこのことが必要なのかについてお教えてください。

委員長	病院事務長。
病院事務長	簡単に申し上げますと病床数に対しての夜勤できる看護師の数を確保しなければならないということになります。令和３年度４月から夜勤が出来ない、いろいろ事情がありますけれども、夜勤が出来ないという看護師が３名増えましたので、その３名を確保しなければ月平均の夜勤時間をオーバーしてしまうことになります。そうしますといろいろ診療報酬にも関わってくるところがありますので、夜勤のできる看護師を確保しなければならないということで不足分の３名を新たに増やすということになります。
委員長	井澤委員。
井澤委員	だけど今の看護婦配置は病床数いく幾つに対して充足しているのかということについてお答えくださいますか。
委員長	病院事務長。
病院事務長	今の看護配置数は１５対１という体制をとっております。またそれに対して３交代で１日の勤務基準数、勤務基準の人数を出すことになります。それからさらに年間の勤務日数、休日数、その他夜勤数ですとか、そういったものを割り出して人数を出していくことになります。非常に複雑な計算式になりますので、もし必要でしたら別な機会に改めて計算式をお示ししたいと思います。
委員長	井澤委員。
井澤委員	計算式はいいんですけど、基準となる令和３年度の３２名に対してちょうどよくなるのか、あるいは余っているのか、足りないのか、その辺についてお答えいただきたいと思います。
委員長	病院事務長。
病院事務長	あくまでも病床数の計算ですので４２床で計算していきます。３２と上げたのは常に病床３２名、入院患者数を３２名確保していくとこういった形の収益ということで上げさせていただいております。
井澤委員	間連で続き。
委員長	違うやつですか。同じなら３回で一応終わりにして下さい。鈴木委員。

鈴木委員	関連という形になるかもしれません。15対1という配置の関係からいくと、そういうことも含めてですけれども、3名増やさなければならぬということだというふうに思います。先ほど金谷議員のほうからこれを20対1の療養病床に戻すことも検討すべきでないのかというお話がありました。やっぱり我々、病院の経営を見ていて本当にこういう経営どんどん、どんどん続いていっているのかと。これ本当に皆さんが思っていることでありますし、町長、副町長についても本当にそうだというふうに思って危機感持っていると思うんです。そういう中ですのでこういう看護配置そのものが、今一般病床というやり方の中でやっていくのが本当にいいのかどうなのかということを改めて病院の中で、改革プラン検討の中でぜひ検討していただきたいと思いますと思いますがいかがですか。
町長	新改革プランの中で議会からもいろいろご出席、ご参加いただいております、1回目が終わったというところなんですけれども、要するに病院の経営の健全化のためにやっぱりあらゆる手段をまずは検討していこうというのが基本ですので、療養病床なり、その他今本当に足りない診療科目なんかも？としてあると思いますのでその辺も入れて、いろいろ採算のシミュレーションなんかもやっぱり現にきっちりやってみてどうなのかというようなことも含めて、新改革プランの検討の中でいろんなご意見賜りながら検討して参りたいというふうに思っています。よろしくお願いします。
委員長	鈴木委員。
鈴木委員	療養病床と一般病床という考え方の中で実際、平取町の国保病院の中で入院されている方というのは人口と同じで高齢者の方多いんじゃないのかな、そういうふうには思っているところであります。そういうことからいけば高齢者の方は、やっぱり人によってはできればやっぱり長期間見ていただきたいという、そういう願いを持って入院されている方もいるというふうに思っております。そういうことに十分対応できる現実に即した形の一般病床そして療養病床、そのことについて本当にしっかり検討していただくことを改めて回答は要りませんけれども要望したい、要望しておきたいと思います。
金谷委員	先ほど当直の従事する看護婦がそれなりの42床に対しては14人以上いなければならないといういろいろな規制があると思いますけれども、今現在、今までは夜間専従という形の中で運用していたというふうに思っております。それで今現在、夜間専従の看護婦については何名いるのか、それについてちょっと。
委員長	病院事務長。

病 院 事 務 長	今、金谷委員のほうから夜間専従という言葉が出ましたが、この夜間専従というのは当直のみを行う看護師のことを言います。現在、この夜勤専従が3名おります。通常に夜勤できる看護師が14名ということで17名、今現在おります。今の42床から看護配置数をいろいろ割り出していくと、うちの必要数が17名ということで、現在今看護師27名おりますけれども夜勤できる看護師が17名ということで、今ぎりぎりの形で時間をクリアしているという現状にございます。
委員長	そのほかございませんか。それではなければ病院の8、9ページ。鈴木委員。
鈴木委員	病院の9ページ11節医師等紹介手数料251万円ということで毎年出ておりますけど、これは医師等紹介という意味では、医師ということ言えば令和2年度も、それから実績はないかと思うんですけれども、これは令和2年度において実績としては支出の実績というのはどういうふうな形になっているのか伺いたいと思います。
委員長	病院事務長。
病 院 事 務 長	ここの数字につきましては休日、夜間の応援の医師の報酬という形になっております。紹介手数料ということですので、どうしても確保出来ないときには医者を紹介会社のほうに依頼をかけまして対応できる医師を紹介していただいているということです。当然うちで報酬も払いますけれども手数料も10%ほど取られますのでその部分を計上しております。
委員長	鈴木委員。
鈴木委員	先ほども病院、幾らかでもとにかく経費削減にということで努めるべきじゃないのかということからのお話、皆さんから出ておりますけれども、この医師紹介手数料全てどうのこうのというわけではありませんけれども、当直の関係にも当然絡んでくるというふうなことで思っております。それで昨年ですけど事務長のほうから、院長については大変病院経営に前向きな考え方を持っていて、それで当直についても増やしていいんだよということを言っているぐらいだよということを事務長のほうから私と議長の2人、3人の話の中で伺ったという経過があります。それでそのあと町長、副町長に対してもぜひともこの新年度、令和3年の春からその体制を少し夜勤を今の3人の先生方に増やしていただく中で、経費の削減ということも当然やっぱりやるべきでないのかと。ぜひ4月からそういう体制が取れるように頼みますよという話をした経過があります。ただこの度のこの予算書を見ますと、そういうことが組み込まれたという形跡がないような気がするんですけれども、そのことについては病院内で各3人の

	医師の方々とどういう協議を持たれたのか伺いたいなと思います。
委員長	病院事務長。
病院事務長	お答えいたします。具体的な協議というよりも医局会議の中で調整をつかないときは先生方に週2回お願いしているところです。また先生方につきましても午前中・午後それぞれ診療ありますが、診療ない時間帯については病棟、また院長につきましても検診等々も対応しておりますので更にプラス夜勤、そして翌日また診療というようなことにもなります。あとかつら園の回診等々も組み込んでおりますので病院だけの外来診療だけではなく、その他いろいろな業務を担っていただいておりますので、先生方の当然、健康も配慮していかなければなりません。その中で週2回調整がつく限りは当然、先生方のご理解をいただきながら対応していただくということになっておりますし、既に令和2年度につきましても全くゼロというわけではなくて対応していただいておりますので、その辺については先生方も十分、経営状況も理解しておりますので、こういった毎月のシフトは私は作っておりますけれども、その中で先生方と相談をしながら対応させていただいております。
委員長	鈴木委員。
鈴木委員	聞いた話ではありますけれども、例えば院長が去年、比較的長く休暇を取られたというようなときに、他のお2人の先生方がその分については全て外に委託することなく、自分たちで穴埋めしましょうということで対応していただいたという話は私も聞いておりますので、そういう形のことだけでなく私が事務長から聞いた話としては委員長そのものも夜勤をもう少し増やしても大丈夫だよという形の中から言っているというふうなお話だったというふうに記憶しておりますんでね。だからそのことについて、やっぱり夜勤の先生、外部からの委託について少しでも減らすための、院長からそうやって言っているのであれば当然できることじゃないのかなと私どもはやっぱりそういうふうに理解しますので、そういうことの中でそのことに限った形の協議というのをどういうふうに話してきたのか、全く話してこなかったのか、その辺のことを今伺っているわけでありますのでよろしくお願いします。
病院事務長	具体的にその協議というような形ではないんですけれども、医局会議の中でその辺は先生方のほうにお願いしてきております。また今年に入りまして副院長が年明けから2月の中旬までお休みを取ったところだったんですけれども、その部分についても院長と村上医長2人で全部対応して下さっていますので、そこは先生方それぞれのご事情理解していただきながら全て診療も代診なく勤

めて下さっていますし、当直について、受けて下さっています。そのほか調整つかない部分についてもお願いはしてきているところですので、今後もそういった経営のことも踏まえて先生方には協力をいただこうというふうに私は考えております。

委員長

そのほかございせんか。なければ10ページ、11ページ。ありませんか。12ページ、13ページないですね。12ページ、14ページ。ちょっとページ番号飛んでいますけれども、12ページ、14ページということでご質問ありませんか。病院会計ですよね。病院会計のことで2ページ戻るんですね。鈴木委員。

鈴木委員

17節の委託料の中で2つ伺いたいなと思います。1つは看護師の派遣委託料、令和2年度から比べて52万8千円ということで上がっております。なんで、そして去年と同じような同じ形というか、同じ方が使われているということなのかどうなのかというあたり伺いたいなと思います。また下のほうで看護助手の業務委託料が847万5千円、それから清掃業務委託料が122万8千円というようなことで大幅に減っております。人員の削減というようなことの中でということで書いてあったと思いますけれども、事業者にとってもこういう形のことを、それから病院のほうとしてもそういう形で人員が減ることの中で業務が果たして十分賄っていけるのかなというふうなことも少し心配する向きもあるんですけれども、その辺の背景について説明いただきたいなと思います。

委員長

病院事務長。

病院事務
長

まず看護師派遣委託料なんですけど現在、育休中の看護師が1名おります。その代替として派遣会社より看護師を1名派遣していただいております。またこの派遣委託料につきましては緊急で看護師確保をするために民間会社に依頼する場合ということで、日勤・夜勤それぞれ定額で決まっている部分がありますけれども1名分を見込んで計上してきているところでもあります。また清掃業務委託料についてなんですけど現在4名おりますけれども、昨年までは1名男性で院内外の環境整備も含めて委託していたところだったんですが、その部分がなくなりまして院内のみの4名ということで金額が下がっております。また看護補助業務につきましては当初8名ということで委託契約をしていたんですが、欠員が生じまして、どうしてもその穴埋めが出来ない補充が出来ないということで1名減の数で今年度は計上いたしております。確かに人数がいたほうがスムーズにできるんですけれども、業務の見直しをしながら対応してきているところです。どうしても地域に人材が非常に少なく確保するのも会社側としては非常に厳しい現状でありますので、1名減という形で今年度は対応していきたいというふうに考えております。

委員長	それでは１２と１４ページ、予算説明のあれで進めていますけれども１２と１４ページ。金谷委員。
金谷委員	１４ページの３項１目の特別交付金での電子カルテ導入事業費として４７０９万６千円ですか、計上しておりますけれどもこれについては前回のコロナ臨時交付金でも行いたいというような形で提案をされましたけれども、私もいろいろとこの医療情報支援金というものの自体が厚労省で令和元年に全国で３００億円、令和２年も元年、２年、３年と９００億円ほどの補助金を交付するということをインターネットで調べたんですが、そういうふうな形の中で補助金を充当してやるというふうな形で計上しているのか、それについてちょっとお聞きしたいんですが。
委員長	病院事務長。
病院事務長	当初はコロナの交付金も活用して電子カルテ導入という計画があったんですけども先日の全員協議会でも説明がありましてとおり、見送ったということになっております。また令和３年度の電子カルテ導入については国民健康保険特別調整交付金の中で各保険直診国保診療所への補助金ということで国のほうで対応している補助金なんです、そちらで経営改善という目的で電子カルテ導入、マックス４０００万円というのが病院に対してある補助金ですので、それを活用して整備をしていきたいという考えであります。コロナの交付金については今のところ活用するという方向では計画は立てておりません。
委員長	金谷委員。
金谷委員	一応、それではこの４０００万円というのは、４０００万円の形の中で補助金を使って執行するというふうな今の考え方ですね。
委員長	病院事務長。
病院事務長	電子カルテ導入経費として４０００万円、補助金対象となっておりますのでそれを活用していきたいと考えております。金谷委員。
金谷委員	实际的に国のほうとしてはオンライン化の推進ということでマイナンバーとか、そういうふうな形の中で国は進めていこうというふうな考え方で、電子化カルテをするということに対してデータ加算の点数もとれるということですし、それについては一応、電子カルテ等画像システムのＰＡＣＳとレセコンとのその辺についての整合性を考えながら是非ともやってもらいたいですし、あといろんな形の中のデータは過去データをそれらの中に組み込んでいただきました

いなというふうに私は望んでいるわけですが、その辺について答弁お願いしたいんですが。

委員長

病院事務長。

病院事務
長

現段階ではこういった形がうちの病院規模に適當といたしますか、適切な導入規模といたしますか、そういったことについても合せて検討していきたい、またそこまでは詰めておりませんので今後こういった形で進めていくかということも含めて検討していきますので、今金谷議員がおっしゃられたご意見につきましても十分加味しながら考えていきたいというふうに考えております。規模的には大体4000万円から6000万円くらいにはなるんですけれども、今後また来年コロナの関係で病院への国の補助金等がありましたら適切な補助金があればそれも活用していきたいというふうに考えております。

委員長

ほかございませんか。なければ病院の最終ページ15ページですけれども、15ページのご質疑等についてはございませんか。それではなければ以上で令和3年度平取町国民健康保険病院特別会計の質疑を終了いたします。それでは以上をもちまして議案第16号から第22号までの令和3年度平取町各会計予算に対する質疑を終了させていただきます。それでは次に討論を行います。議案第16号、令和3年度平取町一般会計予算に対する反対討論はありませんか。

（討論なしの声）

なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。従って議案第16号令和3年度平取町一般会計予算については原案のとおり可決いたします。続いて議案第17号令和3年度平取町国民健康保険特別会計予算に対する反対討論はありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。従って議案第17号令和3年度平取町国民健康保険特別会計予算については原案のとおり可決いたします。続いて議案第18号令和3年度平取町後期高齢者医療特別会計予算に対する反対討論はありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。従って議案第18号令和3年度平取町後期高齢者医療特別会計

予算については原案のとおり可決いたします。続いて議論第 19 号令和 3 年度平取町介護保険特別会計予算に対する反対討論はありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。従って議案第 19 号令和 3 年度平取町介護保険特別会計予算については原案のとおり可決いたします。続いて議案第 20 号令和 3 年度平取町簡易水道特別会計予算に対する反対討論ありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。従って議案第 20 号令和 3 年度平取町簡易水道特別会計予算については原案のとおり可決いたします。続いて議案第 21 号令和 3 年度平取町国民健康保険病院特別会計予算に対する反対討論はありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。従って議案第 21 号令和 3 年度平取町国民健康保険病院特別会計予算については原案のとおり可決いたします。以上で本委員会に付託されました令和 3 年度平取町各会計の審査は終了いたしました。町の理事者または説明員の方々につきましては誠にありがとうございました。それではこれまで各委員より出されました質問等の協議を行いますので、委員は議員委員控室にお集まりをいただきたいと思います。それでは閉会いたします。

（閉 会 午後 2 時 09 分）